

平成26年1月24日

平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等

平成25年12月24日に閣議決定された国の予算に関連して、現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

自治財政局財政課
水野財政企画官、高梨係長
代表 03-5253-5111 内 23314、23323
直通 03-5253-5612
FAX 03-5253-5615

事務連絡
平成26年1月24日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成26年度の国の予算につきましては、平成25年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成26年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高梨

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、平成25年12月12日「平成26年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月21日に「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成26年度予算政府案（別添資料第3）を閣議決定した。

1 平成26年度予算は、「平成26年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

（1）平成26年度予算編成の基本的な考え方

平成26年度予算編成に当たっては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

このため、「新しい日本のための優先課題推進枠」で要望された施策を始めとしてその内容を精査し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを見重視しつつ、真に必要な施策に予算を重点化する。

予算の「質」の向上を図るため、行政事業レビューの活用などP D C Aサイクルの徹底を図る。また、頑張るもの（人・企業・地域）が報われる仕組みへの改革、府省間での施策の重複の排除、民間活力の活用の促進等により、効率化を進める。

これらの取組により、経済成長による税収増を安易に歳出増につなげるのではなく、メリハリの効いた予算を編成し、内外の経済社会情勢の変動に対応する。

税制については、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を目指しつつ、経済社会構造の変化を踏まえながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。

平成25年度予算においては、経済再生を図りながら、3年ぶりに税収と新規国債発行額を逆転させ、財政健全化の第一歩としたところである。今後、財政健全化目標を着実に達成していくためには、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出を効率化していく必要がある。

こうした考え方の下、中期財政計画に基づきながら、上記の取組により、国の一般会計の基礎的財政収支について、平成26年度予算において少なくとも▲19兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において4兆円を上回る収支改善を図る。新規国債発行額についても、平成25年度を下回るよう最大限努力する。

(2) 予算の重点化・効率化の推進

高齢化等により社会保障関係費が増大する中で、中期財政計画に基づく国の一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。次に掲げる社会保障、社会資本整備、地方財政に限らず、他の各分野においても、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進め、歳出を抑制する。とりわけ消費税率引上げが予定される平成26年度予算については、国民に負担増を求める際に、各経費が安易に膨張したり、無駄な経費があるといった批判を招くことがないよう、徹底して取り組む。

主な分野における歳出改革は以下のとおりである。

① 社会保障

高齢化等を背景に、社会保障の給付の伸びは名目成長率を大きく上回っており、公費負担が増大し財政赤字が拡大して、後世代に負担を先送りすることとなっている。国民の安心を支える社会保障制度を持続可能なものとするため、様々なニーズに対応しつつ新たな国民負担の発生を厳に抑制し、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指すことが必要である。

人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、「年齢別」から「負担能力」に応じた負担に切り替えるとの観点に立ち、重点化・効率化の目標と工程表に沿った徹底した取組を行う。また、健康寿命を延伸し、自助・自立のための環境が整備された社会を構築するなど、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)に基づく改革を推進する。

② 社会資本整備

今後の社会资本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進していく必要がある。

平成26年度予算においては、デフレからの早期脱却と経済再生や財政健全化との両立を目指す中で、アジアの都市に負けない国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対し、選択と集中、優先順位の明確化、民間能力の活用の3つの大原則の下で、ソフト施策と連携しつつ、効果的・効率的に推進していく。

③ 地方行財政制度

地方財政については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。このため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を進めていく。

国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入する。

人口構造の変化等に適合した地方制度の構築に向けて、関係府省が連携して、「定住自立圏構想」を強力に進めるとともに、「地方中枢拠点都市」を中心とする新たな広域連携や広域での効果的・効率的な機能分担等が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを導入する。

地方公会計の整備を促進することにより、地方における財政運営の透明化・効率化を図るとともに、地方公共団体が保有する公共施設等の適正な管理を推進し、老朽化施設の解体撤去のための財政措置を含めた支援を検討する。

2 このような方針に基づいて編成された平成26年度の一般会計予算の規模は、95兆8,823億円（前年度比3兆2,708億円、3.5%増）で、基礎的財政収支対象経費は、72兆6,121億円（前年度比2兆2,421億円、

3. 2 %増) となっている。

財政投融資計画の規模は、16兆1,800億円（前年度比2兆2,096億円、12.0%減）となっている。

また、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成26年度の国内総生産は500.4兆円程度、名目成長率は3.3%程度、実質成長率は1.4%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

平成26年度においては、社会保障の充実分等を含め、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し6,050億円、1.0%増の60兆3,577億円と、平成25年度地方財政計画を相当程度上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

平成26年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、10兆5,938億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来19年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、平成26年度から平成28年度の間は、平成25年度までと同様、建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補填することを基本として対処することとしたところである。この場合において、国負担分については、国的一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算（臨時財政対策特例加算）によ

り、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じることとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、「地方交付税法」第6条の3第2項の制度改正としてこれらの措置を講じ、所要の法律改正を行うこととしたところである。

上記の考え方に基づき、平成26年度の財源不足額10兆5,938億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、

- | | |
|---|-----------|
| ア 公共事業等債等の充当率の臨時の引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 | 7,800億円 |
| イ 地方交付税の増額 | 1兆5,748億円 |
| (ア) 平成25年度以前の地方財政対策等に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成26年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）等の交付税特別会計への繰入れ | 8,648億円 |
| (イ) 地方税収の状況を踏まえた別枠の加算の交付税特別会計への繰入れ | 6,100億円 |
| (ウ) 交付税特別会計剰余金の活用 | 1,000億円 |
| ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 | 2兆9,513億円 |
- により補填することとした。その上で、これらを除く、5兆2,877億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。他の留意点は以下のとおりである。
- ① 国の一般会計からの既往法定分等の加算額8,648億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額6,648億円及び投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かいで是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額2兆9,224億円のうちの2,000億円であること。
- ② 折半対象財源不足額（5兆2,877億円）のうち国負担分2兆6,438

億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じることとしていること。

③ 平成26年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（2兆6,438億円）に地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（2兆9,513億円）を加えた5兆5,952億円とすることとしていること。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額 2兆7,911億円
イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 1,729億円
ウ 「地方交付税法」附則第4条の2第4項に基づき平成26年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額 827億円
エ 平成24年度分及び平成25年度分の交付税特別会計借入金の利払費予算額と実際に要する額の差額のうち、平成26年度の地方交付税の増額に活用した額のそれぞれ3分の2、全額に相当する額 △954億円

(3) 地方交付税の総額

平成26年度の地方交付税の総額は16兆8,855億円（前年度比1,769億円、1.0%減）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 地方交付税の法定率分等 12兆6,669億円
ア 国税5税分の法定率分 12兆2,191億円
イ 地方法人税（仮称）の法定率分 3億円
ウ 国税決算精算分（平成19、20年度）等 △3,145億円
エ 交付税特別会計借入金償還額 △2,000億円
オ 交付税特別会計借入金支払利息 △1,729億円
カ 平成25年度からの繰越金 1兆1,349億円
② 一般会計における加算措置等 4兆2,186億円
ア 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等） 9,648億円

(ア) 法定加算（既往法定分等）	8, 648億円
(イ) 交付税特別会計剩余金の活用	1, 000億円
イ 地方税収の状況を踏まえた別枠加算	6, 100億円
ウ 臨時財政対策特例加算	2兆6, 438億円

また、次の①及び②に掲げる額の合計額については、新たに平成32年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

- ① 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 41億円
- ② 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 20億円

(4) 地方の債務残高の抑制

地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 一般財源総額について、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比6, 180億円、9.9%減）することとしていること。
- ② 交付税特別会計借入金について、2, 000億円の償還を実施することとしていること。

(5) 消費税率（国・地方）の引上げとそれに伴う対応

① 消費税率（国・地方）の引上げ

政府は、平成25年10月1日に「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定し、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び我が国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえつつ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第18条及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）附則第19条の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率（国・地方）について

は、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認している。このうち地方消費税率（消費税率換算）については、1%から1.7%へ引き上げることとしている。

また、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定し、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとしている。具体的には、税制上の措置として、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成25年10月1日自由民主党・公明党決定）に基づき、設備投資減税等の政策税制等を実施することとしており、地方税においても、法人住民税及び法人事業税において法人税に準ずる措置を講じるほか、固定資産税において、設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制として、耐震改修を促進するための税制等を創設することとしている。また、平成25年末における通常の年度改正においても、これらの投資減税措置等の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講じることとしている。さらに、平成26年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模の新たな経済対策を策定することとされ、「好循環実現のための経済対策」（以下「経済対策」という。）が平成25年12月5日に閣議決定された。また、経済対策に沿った平成25年度補正予算（第1号）（概算）が平成25年12月12日に閣議決定され、平成26年1月24日に通常国会に提出された。なお、経済対策においては、「本経済対策の効果が速やかに発現し、消費税率引上げに伴う反動減に適切に対応できるよう政府を挙げて迅速に対策の具体化を図るとともに、地方公共団体に対しても速やかな対応を要請する。」とされていることにご留意いただきたい。

② 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとすることが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上明記さ

れている。

地方公共団体においては、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示することについてご配意いただきたい。詳細については、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）をご参照いただきたい。

③ 地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施等

今後、消費税率の円滑な引上げに向けて、今回の社会保障と税の一体改革について国民の一層の理解と協力を得るために、今回の改革の意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要がある。

地方公共団体においては、今回の改革が国と地方が共同して結論を得たものであるという経緯も踏まえて、地域住民への周知や広報等に主体的かつ積極的に取り組んでいただきたい。

地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施については、既に「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）で通知しているとおり、今回の改革の趣旨、地方税法等改正法の内容等について広報を十分に行うなど、国と連携を図りつつ、適切に取り組んでいただきたい。

また、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大として、地方公共団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたい。

④ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、平成26年4月1日の消費税率の引上げに当たっては、その円滑な転嫁が図られることが重要である。

消費税率の引上げに伴う歳出の増については、国の歳出と基調を合わせて平成26年度の地方財政計画に計上することとしており、各地方公共団体においても、歳出予算への適切な計上にご留意いただくとともに、消費

税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組まれたい。また、歳入面においても、地方公共団体が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講じるようご留意いただきたい。

また、転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）第14条第3項において、「国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。」とされているところ、「消費税率（国・地方）の引上げについて」で通知したとおり、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報を行うほか、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談に丁寧に対応するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について適切に取り組んでいただきたい。

併せて、以下の点についてもご留意いただきたい。

- ・ 平成25年度においては、消費税率（国・地方）の引上げ等も踏まえ、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成12年政令第16号）を改正し、29件の手数料について金額の標準の改定等を行い、平成26年4月1日から施行することとしているので、同改正を踏まえた条例改正につき、適切に対処すること。また、その他の使用料・手数料等についても、消費税率（国・地方）引上げに伴う税負担については、その円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、条例・規則の改正等の必要な措置を講じること。
- ・ 地方公営企業の料金等についても、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、条例改正等の必要な措置を講じること。
- ・ 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」（平成25年12月4日付け総務省自治行政局行政課長・行政経営支援室長通知）を踏まえ、地方公共団体が指定管理者に支出する委託費

についても、消費税率（国・地方）の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上すること。また、公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として收受させている場合には、当該通知を踏まえ、使用料と同様に、消費税及び地方消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じること。その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、各地方公共団体において適切に対処すること。なお、地方独立行政法人に対する運営費交付金に係る歳出予算の編成や地方独立行政法人がその業務に関して徴収している料金についても、上記の対応を踏まえ、適切に対処すること。

(6) 地方税制改正

平成26年度の地方税制改正においては、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、法人税額を課税標準とした地方法人税（仮称）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとしている。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとしている。また、消費税率8%への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げる一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行うこととしている。

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じることとしている。

(7) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度の地方税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために創設する地方法人税（仮称）については、その税収全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとしている。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上することとしているが、実際に偏在是正効果が生じる平成27年度以降に措置することとしている。また、地方法人特別税・譲与税の規模を3分の1縮小し、法人事業税に復元することとし

ている。

(8) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成26年度地方財政計画ベース）は83兆3,700億円程度（前年度比1兆4,500億円程度、1.8%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は67兆7,500億円程度（前年度比1兆3,300億円程度、2.0%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は60兆3,577億円（前年度比6,050億円、1.0%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は59兆4,277億円（前年度比4,250億円、0.7%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は12.7%程度（前年度13.6%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成26年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は199兆8,200億円程度（前年度末200兆9,500億円程度、前年度比1兆1,400億円程度減）となる見込みである。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようになるとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成26年度地方財政計画ベース）は1兆9,600億円程度となる見込みである。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等

の全額を措置することとしている。

① 直轄・補助事業に係る地方負担分（但し、公営企業債、公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

② 地方単独事業分

ア 単独災害復旧事業に係る経費

イ 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壤等の除染に係る経費等

③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア 「地方税法」等に基づく特例措置分

平成23年度から平成25年度までに地方税法改正法等により措置されたもののほか、通常国会に提出される予定である「地方税法等の一部を改正する法律案（仮称）」等による地方税等の減収額

イ 条例減免分

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内にあるものにおける地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額

ウ 復興特区法等に基づく特例措置分

「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）及び「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）（以下「復興特区法等」という。）に基づき、復興産業集積区域内等において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業等に係る事業税、不動産取得税又

は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の当該地方公共団体の減収額

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（平成26年度地方財政計画ベース）は、直轄事業負担金及び補助事業費等により、2,500億円程度となる見込みである。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、平成26年度の予算編成に当たりご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

1 平成26年度の国内総生産の成長率は、名目3.3%程度、実質1.4%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。

2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における行政改革推進本部等の動向にも注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、自主的に行行政改革に取り組むことが必要と考えられる。

3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。その際、国においては給与体系の抜本改革に取り組むとともに、定員の大幅な純減を目指すことを推進することとしているところであり、地方公共団体においても、給与の適正化及び適正な定員管理の推進等に積極的に取り組むようご留意いただきたい。

(1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成25年11月15日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。

① 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、現に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている

地方公共団体にあっては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講じること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

- ② 国においては、平成25年1月1日より、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するとともに、平成26年1月1日から55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止するなど昇給抑制措置が講じられたことを踏まえ、高齢層職員の昇給抑制等について必要な措置を講じること。
- ③ 平成18年の給与構造改革における国家公務員の経過措置額については、平成23年の人事院勧告において2カ年で廃止することとされ、その後、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づき、平成26年3月31日をもって全額廃止することとされていることを踏まえ、必要な措置を講じること。
- ④ 地域手当については、原則として国における地域手当の指定基準に基づいた支給地域及び支給割合を超えないようにすること。
- ⑤ 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をより的確に反映すること。ただし、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。
- ⑥ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- ⑦ 級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
- ⑧ 勤務実績の給与への反映については、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、公正かつ客観的な人事評価システムを活用すること。また、これが未整備の地方公共団体にあっては、國の人事評価制度・運用も参考としつつ、その構築に早急に取り組むこと。

なお、今後、人事評価制度の導入を行うための「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の改正を予定しているので留意すること。

⑨ 退職手当については、「地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等について」（平成24年11月26日付け総務副大臣通知）等に基づき、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講じること。

(3) 定員及び給与の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

(4) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、事業の実施状況等の公表を行うこと。

4 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「緊急防災・減災事業費」については、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう投資的経費（単独）に計上することとし、平成26年度の事業費については平成25年度比450億円増の5,000億円としている。なお、当該事業は、平成26年度から平成28年度までにおいて継続的に措置することとし、平成29年度以降の取扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討することとしている。

5 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方公共団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として一般行政経費に「地域の元気創造事業費」として改めて計上することとし、平成26年度の事業費については平成25年度比500億円増の3,500億円としている。なお、地方交付税の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や経済活性化の成果指標を反映することとしている。さらに、各地方公共団体の様々な行革努力や地域経済活性化の努力を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとしている。

6 平成26年度においては、消費税・地方消費税の引上げによる增收分を活用した社会保障の充実として次の措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担（2,713億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 少子化対策

- ① 受入児童数の拡大に必要な認可保育所運営費を拡充することとされていること。 (304億円)
- ② 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行及び「待機児童解消加速化プラン」の推進等による早期の待機児童の解消を図るため、保育緊急確保事業を実施することとされていること。 (1, 264億円)
- ③ 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ることとされていること。 (40億円)
- ④ 育児休業中の経済的支援の強化を図ることとされていること。
(8億円)

(2) 医療・介護

- ① 医療・介護サービスの提供体制改革
 - ア 病床の機能の分化及び連携等を推進するため、診療報酬の見直しを行うほか、医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等を行うための新たな財政支援制度を創設することとされていること。
医療機関等への新たな財政支援制度の創設を含む医療提供体制の改革については、通常国会に「医療法」(昭和23年法律第205号)の改正を含む「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(仮称)」が提出予定であること。
新たな財政支援制度は、国と都道府県の負担により都道府県に設置される基金を活用して支援する仕組みを予定していること。
また、当該基金については、消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した積立分に加え、更なる上乗せを希望する都道府県について、当該上乗せを行うための国庫補助制度を別途創設することとされていること。 (286億円)
 - イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実・強化を図ることとされていること。 (22億円)
- ② 医療保険制度改革
 - ア 国民健康保険及び後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減制度を拡充することとされていること。 (612億円)
 - イ 低所得者の負担に配慮した高額療養費の見直しを行うこととされてい

ること。（5億円）

③ 難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立することとされており、通常国会に「難病の患者に対する医療等に関する法律案（仮称）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律案（仮称）」が提出予定であること。（172億円）

7 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるが、財政状況や人口減少・少子高齢化の進展等により、今後公共施設等の利用需要が変化することが見込まれることから、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、別途発出する通知等を踏まえ、公共施設等総合管理計画の作成に取り組んでいただきたい。

これに関し、計画作成に要する経費について特別交付税措置を講じるとともに、計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設するため、「地方財政法」の改正を行う予定である。

8 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）の趣旨等を踏まえ、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターを含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
- (2) 財政健全化団体、財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、財政健全化計画等の進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (3) 地方公営企業、地方公社及び第三セクターについては、その実情に応じて、平成26年度以降も各地方公共団体において経営健全化に取り組むこと。

また、第三セクター等改革推進債の起債は平成25年度が期限とされてい

るところであるが、平成25年度末までに抜本的改革に着手していくながらその完了が間に合わなかった地方公共団体については、第三セクター等の整理・再生に取り組むこと等を定めた計画を平成26年度当初に提出し、総務大臣の承認を受けた場合に限り、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講じることとしていること。なお、当該措置を講じるに当たり、「地方財政法」の改正を行う予定であること。

また、観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総務副大臣通知）を踏まえ、可能な限り法人格を別にして事業を実施するなど、財政負担のリスクを限定すること。

- (4) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、法の趣旨に反するものであることから、速やかに改善すること。
- 9 地方公共団体の国等への寄附金等の支出については、地域の自主性及び自立性を高めていくため、「地方公共団体財政健全化法」附則第5条の規定を廃止し、地方公共団体の自主的な判断に委ねているが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条関連）の施行について」（平成23年11月30日付け総務大臣通知）で通知しているとおり、国と地方の財政規律の確保の観点から、国等への寄附金等の支出に当たっては、これまでの同条の規定の運用も踏まえて、適切な財政運営にご留意いただきたい。
- 10 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。
 - (1) 一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨に即した財務処理を行うこと。
 - (2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること。

(3) 会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。

11 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示や「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示を進め、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」（平成22年3月12日）も参考に、これらの情報の財政運営への一層の活用にご留意いただきたい。

12 地方公会計の整備については、新たな財務書類の作成基準や固定資産台帳整備の指針等を、総務省に設置している「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」において取りまとめる予定としており、その後、より詳細な取扱いを定めたマニュアルの策定等を進めた上で、新たな基準による財務書類の作成を推進することとしているため、その動向にご留意いただきたい。

13 公共工事については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総務省自治行政局長・国土交通省土地・建設産業局長通知）や経済対策を踏まえ、迅速かつ円滑な発注を行う観点から、入札契約手続の効率化、前金払制度の活用及び支払い限度額の見直し等について積極的に取り組んでいただきたい。

14 生活保護制度については、「生活保護法の一部を改正する法律」（平成25年法律第104号）の施行により、平成26年1月1日から段階的に、後発医薬品の使用促進を含む医療扶助の適正化、不正受給対策の徹底等に取り組むこととされている。この取組に関連して、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、平成27年4月1日から生活困窮者の自立・就労支援等に総合的に取り組むこととされている。

また、生活保護担当現業員の地方交付税措置については、市の標準団体で1名増員するとともに、査察指導員についても、道府県の標準団体で1名増員することとしている。

15 国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進、地域の特

別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,900億円）について地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度（4,656億円（都道府県3/4、市町村1/4））
- ② 保険者支援制度（982億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））
- ③ 高額医療費共同事業（3,412億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））
- ④ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

16 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度（2,626億円（都道府県3/4、市町村1/4））
- ② 高額医療費負担金（2,837億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））
- ③ 財政安定化基金（284億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））

(2) 平成26年度は、低所得者の保険料軽減措置（均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割9割軽減）について継続することとされていること。

(3) 医療費の適正化を図るため、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

17 「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種の対象疾病に、水痘（A類疾病）及び成人用肺炎球菌（B類疾病）を追加することとされており、その所要額について地方交付税措置を講じることとしている。

18 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉司の地方交付税措置について、道府県の標準団体で1名増員することとしている。

19 高校授業料無償化制度の見直しにより、公立高校・私立高校の区分なく、一定の所得制限を設けた上で、授業料相当額として全額国費による就学支援金を生徒に支給する制度とされ、公立高校の授業料不徴収に対する地方負担を廃止することとされている。

また、低所得者に対する授業料以外の教育費負担の軽減を目的として奨学のための給付金事業等が創設されるとともに、特別支援教育就学奨励費補助事業の拡充を行うこととしており、これらの事業創設や拡充に伴う地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

20 教育教材の整備推進については、新学習指導要領の全面実施等に対応し、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、教材整備計画（平成24年度～平成33年度）に基づき、地方交付税措置を講じることとしている。

また、学校図書館図書整備5か年計画（平成24年度～平成28年度）に基づく計画的な学校図書館の図書の整備、学校図書館への新聞配備、学校図書館担当職員の配置に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

さらに、教育情報化の推進については、学校における情報機器等の安定的かつ計画的な整備を促進するため、新たに策定される教育のIT化に向けた環境整備4か年計画（平成26年度～平成29年度）に基づき、地方交付税措置を講じることとしている。

21 特別支援教育支援員については、公立幼稚園は5,300人分、公立小中学校は40,500人分、公立高等学校は500人分の配置について、地方交付税措置を講じることとしている。

22 道府県教育委員会の指導体制強化を図るため、指導主事の地方交付税措置について、標準団体で6名増員することとしている。

また、派遣社会教育主事については、道府県における実態を勘案し、標準団体で6名減員することとしている。

23 直轄道路・河川の事務・権限の移譲等については、平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の中で、現段階での基本的な考え方を取りまとめられたところである。移譲に伴う財源措置については、その内容を基本として、今後、政府内で引き続き検討を進め

ることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講じる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとしている。

24 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成25年法律第87号）の成立・施行を踏まえ、以下の地方財政措置を講じることとしている。

(1) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）に基づき、国庫補助率のかさ上げが行われる事業を実施する場合、当該事業に充てられる地方債の元利償還金の50%について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。

(2) 同法の規定に基づき、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共・公用施設の除却を行うために要する経費については、「地方財政法」第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることが能够することとしていること。

25 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）の一部改正を受けて、ストーカー対策に係る経費について地方交付税措置を講じることとしている。なお、DV対策に係る経費についても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

26 「奄美群島振興開発特別措置法」（昭和29年法律第189号）の延長・改正と併せ、新たに創設される「奄美群島振興交付金（仮称）」（21億円）について、交付金創設に伴い新たに国庫補助対象となる農林水産物条件不利性改善（輸送費支援）等の地方負担について地方財政措置を講じることとしている。

27 「離島振興法」（昭和28年法律第72号）附則第5条に基づき、離島振興対策実施地域において地震津波対策として行われる海岸、道路、港湾、漁港の整備に係る事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業について、その地方負担に対する地方財政措置を拡充することとしている。

28 平成25年12月に成立した「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）に基づき、農地中間管理機構を設立し、農地の利用集積に取り組むための経費に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、平成26年度に創設される日本型直接支払制度（多面的機能支払）に

について、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動への地方公共団体の支援に対し、地方交付税措置を講じることとしている。

- 29 通常国会に提出される予定である「地方自治法の一部を改正する法律案（仮称）」により創設される「連携協約（仮称）」に基づき、相当の人口規模と中核性を備える地方圏の中心都市（「地方中枢拠点都市」）が、地方圏における成長エンジンの核となり、地方の経済のけん引や高次の都市機能の集積等の役割を担う場合に、その役割に応じた地方財政措置を講じることとしている。
- 30 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を強力に推進するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対する地方交付税措置を拡充するとともに、外部人材の活用等に対する地方交付税措置を講じることとしている。
- 31 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体（産、学、金、官）の連携のもと、地域の資源と資金を活用して事業を起こし、地域経済循環を創造する取組に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- また、地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資について、所要の財政措置を講じることとしている。
- 32 地方公共団体が地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や、N P O等による保育サービスの支援など、直接的なサービスに係る取組のほか、子育て人材の養成、企業等と連携した先進的な取組など、様々な子育て支援施策を開拓できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。
- 33 「平成26年度税制改正大綱」（平成25年12月12日自由民主党・公明党決定）において、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うこととされている。その間、国産・地域材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、地方公共団体が森林吸収源対策等を一層推進できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。
- 34 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 消防団の充実強化については、平成25年12月5日に成立した「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実を図ることが必要であること。

このため、引き続き報酬・出動手当に要する経費について地方交付税措置を講じるとともに、安全確保装備、活動用資機材及び入団促進に要する経費等について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

また、消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

(2) 消防広域化対策については、都道府県が行う消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金又は交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、市町村が行う消防広域化の準備に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしているほか、消防広域化重点地域については、広域化に伴い臨時的に増加する経費について地方交付税措置を講じるとともに、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防車両の整備に要する経費について地方財政措置を講じることとしていること。

(3) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる消防庁舎を始めとした公共施設等の耐震化に要する経費について地方財政措置を講じることとしていること。

また、吊り天井脱落対策の規制強化を踏まえ、吊り天井の点検に要する経費について、平成27年度まで地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 防災強化に関する対策については、地域防災計画の見直し、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化、非常用物資の購入及び広域的な防災体制の充実に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、平成25年6月の「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）の一部改正を踏まえ、避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(5) 災害に迅速に対応するための情報網の構築については、消防救急デジタル無線の整備期限が平成28年5月末であり緊急に対処すべき課題であることを踏まえ、その整備に要する経費について地方財政措置を講じることとしていること。

(6) 国民保護・危機管理対策については、J-ALETの配信情報の追加・変更（特別警報の創設等）に伴う自動起動装置の改修経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(7) 緊急消防援助隊については、東日本大震災を教訓として、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等の広域訓練、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条の規定により市町村が無償で使用している国有消防用車両の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

35 社会保障と税に関わる番号制度については、平成25年5月24日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）等の番号制度関連法が成立し、同月31日に公布されたところである。番号制度導入に当たっては、各地方公共団体において、関係システムの整備などの対応が必要となるところであり、これらに対して所要の財政措置を講じることとしている。

36 平成26年1月以降、給与支払報告書等の電子的提出が一定の企業に対して義務付けられたことを受け、平成25年11月に全地方公共団体において地方税の電子申告等の受付が可能となっており、所得税確定申告書データ連携に係る運用費用及び地方税の電子申告手続等のシステム運用経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

37 平成26年4月1日からの消費税率（国・地方）の引上げに伴い、以下のとおり地方消費税に係る徴収取扱費を見直すこととしている。

(1) 譲渡割に係る徴収取扱費

徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。） × 0.45%

(2) 貨物割に係る徴収取扱費

徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付され

た額の総額（社会保障財源化分を除く。） × 0.50%

38 地域力創造対策、市町村合併、地域情報化推進事業、中小企業金融対策、消費者行政費、特定非営利活動法人認定事務、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエンザ対策、肝炎対策、がん検診、医師確保のための奨学金等貸与事業及び地域の人材力活性化等については、引き続き、地方交付税等による措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）及び「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）に基づき平成21年度までに合併した市町村については、そのまちづくりを支援するための所要の財政措置を講じることとしていること。

また、平成22年に一部改正された「合併特例法」に基づき平成22年度以降の合併市町村に対して、所要の財政措置を講じることとしていること。

(2) 自治体クラウドの推進については、災害に強い電子自治体の確立、地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展等に向けた取組を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた計画策定及びデータの移行に要する経費についての地方交付税措置に加え、番号制度の導入を契機とした地方公共団体の取組を加速するため、自治体クラウド導入支援コンサルタント及び導入後の実務処理研修に要する経費についても地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) 地域の人材力活性化については、地域おこし協力隊、集落支援員及び地域力創造のための外部人材の活用に対する地方交付税措置を講じることとしていること。

また、東日本大震災により被災した地方公共団体において、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置について、地方交付税措置を講じることとしていること。

さらに、民間活力による地域の活性化、地方と大都市圏の交流の推進の観点から、大都市圏の企業が、社員を一定期間市町村に出向させる「地域おこし企業人交流プログラム」を実施することとしており、市町村による地域お

こし企業人の受入れに対して、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 地域の国際化の推進については、外国青年招致事業により招致した外国語指導助手の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

39 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成26年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

40 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、売上が低迷し収益率が低下傾向にある等、極めて厳しい経営状況にある。

各施行団体にあっては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元利償還金について、地方債を充当できることとしている。

41 民間の資金・ノウハウを活用したPPP／PFIへの抜本的転換を加速するため、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP／PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成26年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として1,373億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを902億円の減収、国の税制改正の影響に伴うものを471億円の減収と見込んでいること。

なお、平成26年度の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額は211億円の減収と見込んでいること。

- ② 平成26年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、9,952億円、2.9%の増の35兆127億円（道府県税にあっては5.3%の増、市町村税にあっては1.3%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割0.1%の増、法人税割13.0%の増、法人事業税12.8%の増、地方消費税12.7%の増、市町村民税のうち所得割0.0%の増、法人税割12.6%の増、固定資産税（交付金を除く。）1.2%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- ③ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%段階において、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税（仮称）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとしていること。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとしていること。

これらの改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

なお、上記に対応して、都道府県においては法人住民税法人税割及び法人事業税の税率、市町村においては法人住民税法人税割の税率につき税条例を平成26年10月1日までに改正する必要があること。超過課税を

行っている団体にあっては、超過課税分を含めた税率の改正を行うこととなるので、当該超過課税についても十分検討し、適切な対応をお願いしたいこと。また、納税義務者等への周知についても併せてご配慮いただきたいこと。

- ④ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえると、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

- ⑤ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆7,564億円（前年度比4,094億円、17.4%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,708億円（同48億円、1.7%減）、石油ガス譲与税100億円（同10億円、9.1%減）、航空機燃料譲与税145億円（同5億円、3.6%増）、自動車重量譲与税2,656億円（同40億円、1.5%減）、特別とん譲与税126億円（同1億円、0.8%増）及び地方法人特別譲与税2兆1,829億円（同4,186億円、23.7%増）となっている。

航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の税率の引下げに伴う減収が地方に生じないよう、譲与割合を13分の2から9分の2へ引き上げることとしている。

また、航空機燃料譲与税の譲与基準について、騒音世帯数割の算定に用いる航空機騒音に係る評価指標をW E C P N L（通称W値）からL d e nに変更するほか、着陸料割の譲与割合を2分の1（現行3分の1）、騒音世帯数

割の譲与割合を2分の1（現行3分の2）とし、激変緩和措置を講じることにより、3年間かけて移行することとしている。

(3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な1,192億円（前年度比63億円、5.0%減）である。

(4) 地方交付税

平成26年度の地方交付税に係る国的一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の3.2%相当額、法人税の3.4%相当額、消費税の22.3%相当額並びにたばこ税の2.5%相当額の合計額1兆9,046億円（平成19年度、平成20年度に係る精算額等3,145億円を減額した後の額）に国的一般会計における加算額4兆1,186億円（既往法定分等（8,648億円）、地方税収の状況を踏まえた別枠加算（6,100億円）及び臨時財政対策特例加算（2兆6,438億円）の合計額）を加えた16兆232億円であり、前年度当初に比し2,439億円、1.5%の減となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税（仮称）の全額3億円、前年度からの繰越金1兆1,349億円及び交付税特別会計剰余金1,000億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額2,000億円及び支払利子額1,729億円を減額した16兆8,855億円であり、前年度に比し1,769億円、1.0%の減となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

- (ア) 消費税・地方消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額について、100%算入することとしていること。
- (イ) 地方財政計画に計上することとしている「地域の元気創造事業費」

(3, 500億円)に対応し、新たな費目「地域の元気創造事業費(仮称)」を設けて、地域経済活性化の取組に必要な財政需要を、人口を基本として算定することとしていること。その際、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映することとしていること。

(ウ) 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により5,900億円程度(道府県分2,925億円程度、市町村分2,975億円程度)、既存費目の単位費用への算入により6,050億円程度(道府県分2,795億円程度、市町村分3,255億円程度)を算定することとしていること。

(エ) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしている支所の財政需要について、平成26年度から3年間かけて加算することとしているほか、人口密度等による需要の割増や標準団体の設定等について、引き続き検討を行うこととしていること。

(オ) 基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかなりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 地方消費税率の引上げによる增收は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するためのものであること。また、地方消費税率の引上げによって財政力格差が拡大しないようとするため、地方消費税率引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の增收分については、当面100%算入することとしていること。

(イ) 東日本大震災に係る「地方税法」の改正等に伴う減収見込額については、その75%を加算することとしていること。

(ウ) 一般的に、道府県分にあっては道府県民税個人均等割、法人税割、法人事業税、地方消費税及び地方法人特別譲与税の増、道府県たばこ税及び自動車取得税の減が見込まれ、市町村分にあっては市町村民税

個人均等割、法人税割、固定資産税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び地方消費税交付金の増、自動車取得税交付金の減が見込まれること。

(エ) 基準財政収入額の見積もりに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

なお、地方法人課税の偏在是正として実施される地方法人税（国税）（仮称）の創設に伴う法人住民税法人税割の税率改正及び地方法人課税の見直しに伴う法人事業税の税率改正については、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとされていることに留意すること。

(オ) 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成25年度に比し個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、公債費及び事業費補正を除く。）にあっては、道府県分は0.5%程度の増、市町村分は1.5%程度の減、包括算定経費にあっては、それぞれ道府県分6.0%程度、市町村分6.5%程度の減と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 交付税総額における特別交付税の割合（現行6%）を平成26年度には5%、平成27年度以降には4%へと段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行させることとなっているが、近年の集中豪雨や豪雪などの災害の発生状況や被災団体以外の団体における東日本大震災に係る特別の財政需要があることなど災害対応に万全を期すため、平成27年度までの東日本大震災の集中復興期間中は、現行の割合（6%）を維持することとし、所要の法律改正を行う予定であること。

イ 平成26年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、平成25年度に比し1.0%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成25年度において、災害対策等年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあっては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

ウ 「特別交付税と過疎対策事業債との重複防止について」（平成25年8月21日付け総務省自治財政局財政課長・財務調査課長通知）で通知しているとおり、特別交付税と過疎対策事業債の重複防止をご留意いただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、社会保障の充実分を含む社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上5.1%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成26年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もっていただきたい。

(6) 地方債

平成26年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に

推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は1兆8,301億円（前年度比5,407億円、4.0%減）となっている。

このうち、普通会計分は1兆5,570億円（同5,947億円、5.3%減）、公営企業会計等分は2兆2,731億円（同540億円、2.4%増）となっている。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

① 平成26年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債を拡充することとし、平成26年度については5,000億円（前年度比450億円、9.9%増）を計上することとしていること。

なお、事業年度については、平成28年度まで継続することとし、平成29年度以降の取扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討することとしていること。

また、対象事業については、現行の対象事業に加え、防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金（仮称）の交付を受けて現行の対象事業と同様の事業を実施する場合も、新たに対象とする予定であること。

② 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除外について、地方債の特例措置を創設することとし、一般単独事業債（一般）として、300億円を計上することとしていること。

なお、当該措置を講じるに当たり、「地方財政法」の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う予定であること。

併せて、公営企業については、水道施設等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとし、公営企業債の各事業に合計で120億円を計上することとしていること。

③ 過疎対策事業債については、平成22年の「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）改正時における衆参総務委員会の決議を

踏まえ、対象事業の拡充など当該決議を踏まえた見直しに対応できるよう、3,600億円（前年度比550億円、18.0%増）を計上することとしていること。

また、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地対策事業債410億円（前年度同額）を計上することとしていること。

- ④ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、臨時財政対策債は一般市町村について原則として全額公的資金を配分することとしていること。
- ⑤ 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化を図ること。
- ⑥ 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化を図ること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、地方債全体の信用にも配慮し、借換えにより対処することとし、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えるかねないため、慎重に対処すること。

なお、満期一括償還を行った場合における地方債の元金償還に充てるための減債基金の積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の元金償還に充てるための積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われたいこと。

- ⑦ 既存施設の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費については、「地方財政法」第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

また、施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、「地方財政法」第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

(7) 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、最近における実績等を勘案するとともに、高校授業料無償化制度の見直しに伴う公立の高等学校授業料を計上することにより、1兆5,862億円（前年度比1,974億円、14.2%増）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づき実施されている国家公務員の給与減額支給措置については、同法の規定のとおり平成26年3月31日をもって終了するものとされたところであり、平成26年度の地方公務員給与に関して減額要請を新たに行うことは予定していないこと。

このため、平成26年度の地方財政計画上の給料単価等の積算に当たっては、平成25年度の地方公務員給与の削減を復元した上で、人事委員会勧告の反映等を見込んでいること。

② 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、12,962人の純減としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う4,342人の減員に対して、703人の改善増を見込むことにより、全体として3,639人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、757人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、8,515人の減員としていること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、定員を据え置くこととしていること。また、警察事務職員については、51人の減員を見込んでいること。

- ③ 地方財政計画上の退職手当については、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、地方公務員についても同様の引下げを見込むこと等により、前年度に比し5.0%減の1兆8,600億円程度計上することとしていること。
- ④ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。
- ⑤ 地方公務員災害補償基金負担金については、別添資料第10のとおり改定される予定であること。
- ⑥ 平成26年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。

(2) 一般行政経費

- 一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。
- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の自然増を増額計上する一方、国の歳出の取組と基調を合わせて取り組む観点から、社会保障関係費を除くその他の経費の見直しを行うとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出919億円を減じ、13兆9,536億円（前年度比457億円、0.3%減）を計上することとしていること。上記919億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
 - ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,656億円、都道府県調整交付金6,900億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,626億円を合算した1兆5,182億円（前年度比837億円、5.8%増）を計上することとしていること。
 - ③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、私立専修学校高等課程における経済的理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料軽減費について、都道府県が補助する際の経費に対し、地方交付税措置を講じることとしていること。

④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成26年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度比500億円、10.6%減）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 国の公共事業関係費は前年度比12.9%増（社会资本整備事業特別会計を廃止して一般会計に統合した特別会計改革の影響等を除いた場合1.9%増）とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、5,800億円程度（前年度比約0.9%減）、補助事業費については、5兆1,900億円程度（前年度比約2.2%増）となる見込みであること。また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し約1.9%の増となる見込みであること。

② 地方単独事業費については、平成25年度において給与の臨時特例対応分として单年度限りの措置とされた緊急防災・減災事業費について、歳出の重点化・効率化を図りながら事業費を増額確保（5,000億円）することとし、全体で前年度に比し4.5%増の5兆2,279億円を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上年度に比し0.3%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し4.7%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備を始めとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 岁入

① 震災復興特別交付税

ア　復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置する震災復興特別交付税については、5,723億円を計上することとしている。
イ　「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成25年9月11日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）で通知しているとおり、震災復興特別交付税の適正な算定にご留意いただきたい。

② 国庫支出金

東日本大震災関係経費1兆3,400億円程度を計上することとしている。

③ 地方債

平成26年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第11）において、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額に充てるための地方債を含め総額543億円を計上することとし、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は455億円、公営企業会計等分は88億円となっている。

(2) 岁出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費 1兆7,400億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、1,085億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（380億円）

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壤等の除染に係る経費等（705億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

「地方税法」等に基づく特例措置分662億円、条例減免分100億円、「復興特区法等」に基づく特例措置分157億円を合算した919億円を計上することとしている。地方税等の減収分見合い歳出919億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復興特別交付税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものである。

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額として679億円を計上している。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として113億円を計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費700億円程度と見込んでいる。

④ 地方債

平成26年度地方債計画（東日本大震災分）において、全国防災事業（直轄・補助事業の地方負担分）として983億円を計上することとし、

その全額について公的資金を確保することとしている。

(2) 歳出

全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費を1,700億円程度と見込んでいる。

第6 地方公営企業

- 1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。
 - (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
 - (2) 水道事業については、水道管路の耐震化を推進するため、引き続き所要の財政措置を講じることとしていること。
- 2 地方公営企業の会計制度については、「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成21年12月24日公表）の提言を踏まえた見直しを進めている。このうち、会計基準については、借入資本金制度の廃止等を内容とする見直しが既に行われ、「地方公営企業法」が適用される全ての公営企業に平成26年度予算から適用されるので、必要な体制整備を含め、円滑な移行及び適切な運用にご留意いただきたい。
- 3 各地方公営企業においては、施設の大量更新期を迎えることも踏まえ、安定的に公営企業のサービスを提供できるよう、新地方公営企業会計基準に基づく財務諸表の活用、「地方公営企業法」の適用への積極的な取組等により、経営実態の正確な把握に努め、経営のあり方の検証を行うことが求められるごとにご留意いただきたい。
- 4 「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく取組については、平成25年度までに完了せず、平成26年度以降に継続する場合には、現行の財政措置を継続することとしているので、改革プランの経営指標に係る目標値を達成していないなど改善の必要がある病院については、引き続き、公立病院改革ガイドラインを踏まえた経営改革に努めていた

だきたい。

今後、厚生労働省と連携をとりつつ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に盛り込まれている地域の医療提供体制の構想（地域医療ビジョン）に係る取組の時期を踏まえ、これと一体的・整合的に公立病院改革を進めることができるとなるよう、新たなガイドラインを平成26年度中を目途に示すこととしているので、ご留意いただきたい。

平成 26 年度予算編成の基本方針

（平成25年12月12日）
閣議決定

I デフレ脱却・日本経済再生に向けた取組の更なる推進

1. 我が国の経済財政の現状と見通し

我が国経済をみると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」の効果もあって、実質 GDP が 4 四半期連続でプラス成長となるなど、日本経済は着実に上向いている。他方、景気回復の実感は、中小企業・小規模事業者や地域経済には未だ十分浸透しておらず、また、業種ごとの業況にはばらつきがみられる。物価動向についてもデフレ脱却は道半ばである。

今後は、雇用・所得環境などが改善する中で、消費が緩やかに増加し、企業収益やマインドの改善を背景に、設備投資が持ち直していくことが見込まれるなど、内需が引き続き堅調に推移し、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れリスクには引き続き注視する必要がある。

現下の我が国の財政状況は、少子高齢化等の要因によって悪化が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進み極めて厳しい状況にある。

2. 経済財政運営の基本的考え方

このような状況を踏まえ、今後の経済財政運営に当たっては、経済成長につながる施策を果斷に実行していくとともに、未来に向けて持続可能な制度を構築し、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環を達成していくことが必要である。

安倍政権発足以来、経済財政政策によりデフレ脱却への期待や景気回復に向けた動きが見られる。このような動きを確実な成長軌道につなげていくため、「第三の矢」である「日本再興戦略」¹の実行を加速・強化する。産業競争力強化法²、国家戦略特別区域法³の積極的活用や政策資源の重点配分などにより、同戦略に盛り込まれた 3 つのアクションプランを強力に推進することで、日本経済の成長力を強化し、その成長の果実を全国津々浦々まで届けていく。

同時に、政府、経営者、労働者がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資拡大につなげ、消費拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大を促すという好循環を実現する。このため、足下の企業

¹ 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

² 「産業競争力強化法」（平成 25 年 12 月 4 日成立）

³ 「国家戦略特別区域法」（平成 25 年 12 月 7 日成立）

収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとする観点から、政府としては復興特別法人税の1年前倒し廃止を決定したところである。

これらの取組により、保険料収入や税収の基盤でもある強い経済を取り戻しつつ、消費税率引上げにより財源を確保し、社会保障の充実・安定化を進め次世代に引き渡していく。また、我が国が国際的にコミットしている財政健全化目標である国・地方を合わせた基礎的財政収支について、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げの実現を目指し、「当面の財政健全化に向けた取組等について-中期財政計画-」⁴（以下「中期財政計画」という。）に基づき、改善を図る。

平成26年4月に実施する消費税率の引上げに際しては、本年10月1日に閣議決定した「経済政策パッケージ」⁵に基づき、反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、「好循環実現のための経済対策」を本年12月5日に閣議決定したところであり、平成26年度予算と併せて、平成25年度補正予算を編成する。また、関連税制の改正等を行う。

以上の取組により、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指す。

3. 平成26年度予算の基本的考え方

平成26年度予算編成に当たっては、上記の考え方方に立ち、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

このため、「新しい日本のための優先課題推進枠」で要望された施策を始めとしてその内容を精査し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを見重視しつつ、真に必要な施策に予算を重点化する。

予算の「質」の向上を図るため、行政事業レビューの活用などPDCAサイクルの徹底を図る。また、頑張るもの（人・企業・地域）が報われる仕組みへの改革、府省間での施策の重複の排除、民間活力の活用の促進等により、効率化を進める。

これらの取組により、経済成長による税収増を安易に歳出増につなげるのではなく、メリハリの効いた予算を編成し、内外の経済社会情勢の変動に対応する。

税制については、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を旨としつつ、経済社会構造の変化を踏まえながら、るべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。

平成25年度予算においては、経済再生を図りながら、3年ぶりに税収と新規国債発行額を逆転させ、財政健全化の第一歩としたところである。今後、財政健全化目標を着実に達成していくためには、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出

⁴ 「当面の財政健全化に向けた取組等について-中期財政計画-」（平成25年8月8日閣議了解）

⁵ 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）

を効率化していく必要がある。

こうした考え方の下、中期財政計画に基づきながら、上記の取組により、国の一般会計の基礎的財政収支について、平成 26 年度予算において少なくとも▲19 兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において 4 兆円を上回る収支改善を図る。新規国債発行額についても、平成 25 年度を下回るよう最大限努力する。

II 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

1. 成長戦略の実行

「経済財政運営と改革の基本方針」⁶及び「日本再興戦略」に掲げた「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の 3 つのアクションプランについて、各府省が縦割りを排して連携し、政府を挙げて全力で取り組む。

(1) 民間活力の最大限の発揮（日本産業再興プラン）

民間投資を活性化し、我が国を起業・創業の精神に満ちあふれた「起業大国」としていくため、先端設備の投資促進、起業・ベンチャー支援や新事業の創出支援、収益力の向上に向けた経営改革の促進等の施策を推進する。

改正研究開発力強化法⁷の趣旨を踏まえ、人材活用と人材育成の強化に取り組むほか、「総合科学技術会議」の司令塔機能を強化しつつ、科学技術イノベーションを推進するため、府省横断型の「戦略的イノベーション創造プログラム」の創設、基礎研究を含めた科学技術イノベーションを担う人材の育成など、「科学技術イノベーション総合戦略」⁸を推進する。研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。また、知的財産戦略や標準化戦略を推進することにより、世界最高の知的財産立国を目指す。

我が国金融・資本市場の活性化を図りつつ、アジア諸国との連携や金融インフラ整備支援、リスクマネーの供給機能の強化、地域密着型金融の推進等を行う。

また、安価で安定的なエネルギーを環境に配慮しつつ確保するため、多様な供給体制の確保、石油・LP ガスサプライチェーンの維持・強化の促進、エネルギー・マネジメント等を含めた省エネの最大限の導入等を推進する。

規制改革については、「規制改革実施計画」⁹を着実に実施するとともに、引き続き医療や農業を始めとする幅広い分野における検討を進める。また、世界で一番ビジネスが

⁶ 「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

⁷ 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年 12 月 5 日成立）

⁸ 「科学技術イノベーション総合戦略」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）

⁹ 「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

しやすい環境の創出に向け、「国家戦略特区」、「企業実証特例制度」等により、戦略地域単位、企業単位、全国単位の三層構造で構造改革を強力に推進する。

さらに、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに民間投資を喚起する事業へと PPP/PFI の抜本的な転換を図るため、その事業効果についての理解を深めつつ、今後 10 年間における 12 兆円規模の PPP/PFI 活用のためのアクションプランを着実に推進する。

このほか、雇用制度改革・人材力の強化、世界最高水準の IT 社会の実現、立地競争力の強化、中小企業・小規模事業者の革新等について、「日本再興戦略」に掲げられた所要の施策を推進する。

(2) 新たな成長分野の開拓（戦略市場創造プラン）

我が国が国際的に強みを持ち、将来グローバル市場として成長が見込まれる分野について、新たなビジネスを開拓するための社会インフラの整備やこれまでの規制・制度の見直しにより、世界に先駆けて社会的な課題を解決していくことは、中長期的な戦略として重要である。

こうした観点から、医療分野の研究開発の司令塔機能の創設や医療の国際展開の推進を含む「健康寿命」の延伸、クリーン・経済的なエネルギー需給、安全・便利で経済的な次世代インフラ、世界を惹きつける地域資源といった分野において、民間資金、技術・ノウハウ等を呼び込みながら、新たな日本経済の成長エンジンとなる市場の形成を図る。

(3) グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）

持続的な成長を実現するため、積極的に世界市場への展開を図るとともに、世界の経済成長を取り込んでいくため、TPP、日 EU、日中韓、RCEP 等の経済連携の推進、新興国の実情に合わせた戦略的な市場開拓や、外国企業の発掘・誘致・支援体制の強化等により対内直接投資を促進する。

また、ODA 等の公的資金も活用したインフラシステム輸出の促進や、グローバル化を支える人材の育成、法制度を含む制度整備支援を行うとともに、中堅・中小企業・小規模事業者及びサービス業の海外展開支援、二国間金融協力等を推進する。

さらに、観光立国の実現に向けた取組や、日本食・日本産酒類、コンテンツや文化の海外展開等クールジャパンを推進するとともに、戦略的な国際広報に取り組む。

2. 東日本大震災からの復興の加速等

被災地の復興なくして、日本の再生はない。震災から 2 年半以上が経ち、高台移転や災害公営住宅等は順次着工に移っているほか、福島についても避難指示区域の見直しを完了するなど、復興は新たなステージに移行しつつある。

「集中復興期間」における 25 兆円程度の復興財源を確実に確保するとともに、津波・地震災害や原子力災害からの復旧・復興に直結する取組を加速する。また、「新しい東北」

の創造に向け、先導モデル事業の活用等に取り組む。その際、復興事業の円滑な実施に配慮しつつ、これまでの執行状況等も踏まえて所要の予算を確保するとともに、「流用」等の批判を招くことがないよう、引き続き使途の厳格化を図る。

復旧・復興においては、地域の特性に応じて、自然との共生・環境との調和並びに観光地としての景観の維持に配慮するとともに、計画変更等に対応できるような柔軟な予算執行に努める。

① 被災者支援

被災者の方々の住宅再建、被災した学生の修学等を引き続き支援するとともに、被災者の避難の長期化が見込まれる中、心のケア等の被災者の健康・生活面での支援を着実に進める。

② まちの復旧・復興

津波被災地において、防災集団移転促進事業等の事業着手が着実に進展しており、まちづくりの動きが本格化しつつある状況を踏まえ、東日本大震災復興交付金等により、引き続き復興まちづくりの加速化を図る。

③ 産業の振興

着実に進んでいる産業の復興の動きを確実なものとするため、被災した中小企業や農林漁業者等の復旧・復興の取組を引き続き支援する。

④ 原子力災害からの復興・再生

「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」¹⁰も踏まえつつ、福島の復興・再生について、除染・放射性物質汚染廃棄物処理を加速するとともに、本年8月の避難指示区域の見直し完了を受け、長期避難者のための支援策、早期帰還支援策等を引き続き推進する。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策について、東京電力のみに任せることではなく、国が前面に立ち、全力を挙げて取り組む。併せて、陸域・海域における放射線モニタリングの強化に取り組む。

3. 個人の能力・個性を伸ばすための基盤強化

(1) 雇用・子育て支援、社会保障等

① 女性・若者・子育て支援

女性の活躍推進・少子化危機突破を目指し、保育所の新設等により保育の受け皿を拡大するとともに保育士確保を支援するなど「待機児童解消加速化プラン」の「緊急集中取組期間」(平成25・26年度の2年間)における取組を強力に進める。育児休業中の経済支援

¹⁰ 「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」(復興加速化第3次提言、平成25年11月8日自由民主党・公明党)

の強化、女性役員・管理職等への登用促進に向けたポジティブ・アクションの取組促進などを強力に進める。

若者の活躍推進のため、雇用保険制度の見直しなどによる学び直し支援の強化、就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポートの強化、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の強化などを進める。キャリア教育の推進、中小企業の魅力発信など就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた取組を行う。

起業促進や再チャレンジしようとする若者等の活躍を推進するための環境を整備する。

② 雇用・セーフティネットの整備

リーマンショック後に拡大した雇用維持型から個人の能力・個性が發揮しやすい環境整備へと政策展開を図るため、労働移動支援助成金の抜本強化や民間人材ビジネス活用によるマッチング機能の強化などにより、失業なき労働移動を進める。また、労働者派遣制度や労働時間法制の見直し、「多様な正社員」モデルの普及・促進、有期雇用の特例など、雇用制度改革を進める。

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労促進や障害者等の就労促進を通じた「全員参加の社会」の実現、生活困窮者に対する就労支援、雇用保険制度、求職者支援制度による重層的なセーフティネットの構築を進める。さらに、全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環を実現できるよう、今後の経済運営を見据え、中小企業等の支援などの環境整備を行いつつ、最低賃金の引上げに努める。

③ 社会保障の充実・安定化

消費税率引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることになるが、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げを恒久化するほか、消費税增收分を活用した社会保障の充実策として、子育て支援の充実に加え、病床の機能分化・連携や在宅医療の推進、国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充や低所得者に配慮した高額療養費の見直し、難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立などの医療・介護等の充実に取り組む。

(2) 教育再生、文化・スポーツの振興

① 教育再生

「教育基本法」の理念や教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、第2期教育振興基本計画等に基づき、教育の質の向上を目指し、人材養成のための施策を総合的に推進する。

世界トップレベルの学力の達成等に向け、初等中等教育段階における英語教育の強化、理数教育の推進、ICTを活用した先導的な教育の推進、道徳教育の充実、インクルーシブ教育システム¹¹構築のための特別支援教育の推進など社会を生き抜く力を養成する。

¹¹ 「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等の仕組み」（出典：障害者基本法第16条第1項）

グローバル化に対応する人材力を強化するため、意欲と能力ある若者に対する留学環境の整備や、必要な教育を牽引する学校群の形成を推進するとともに、産業界のニーズに対応した学び直し機会の拡大やキャリア教育等を推進する。ガバナンス強化を通じた大学改革及び大学における教育研究基盤の確立による教育研究の活性化に取り組む。

就学支援を行うとともに高校無償化制度の見直しを行い、幼児教育の無償化に向けた取組については、財源を確保しながら段階的に進めるとともに、学校施設の耐震化等を行う。これらにより、学びのセーフティネットを構築する。

子供を巡る環境を考慮しつつ、学校施設の耐用年数の延長・大胆な統廃合、通学手段の確保、地域コミュニティ拠点化等を検討し、教職員数・教職員配置・学校施設数について少子化・過疎化の時代に合った教育システムを構築する。

② 文化芸術・スポーツの振興

地方公共団体や民間団体等、文化芸術の振興に取り組む様々な主体との協働の下、日本文化・価値の戦略的な発信や、文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子供の文化芸術体験機会の確保などに取り組む。スポーツ立国を目指し、生涯スポーツ社会の実現や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた国際貢献、国際競技力の向上、障害者スポーツの推進などスポーツを振興する。

4. 地域活性化・都市再生、農林水産業・中小企業等の再生、地方分権

(1) 地域活性化・都市再生

アベノミクスの効果を全国津々浦々まで波及させ、景気の回復と成長を実感できるよう、「地域の元気創造プラン」の全国展開を関係府省で連携しながら積極的に推進する。また、金融行政を通じた金融機関による成長分野等への積極的な資金供給や中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等に取り組む。

人口減少、巨大災害の切迫等、近年の我が国の国土を取り巻く状況の変化を踏まえ、2050年頃までの長期を視野に入れた新たな「国土のグランドデザイン」を構築する。

地方都市機能の集積を促進するため、地方自治体が自ら主体的にパッケージで政策を利活用できるよう、関係府省が連携を強化する。

また、国際競争力のある大都市の形成や都市全体の構造再編を見据えたコンパクトシティ等の形成に向けて、地域の戦略に基づき、都市機能等の集約化を含む都市再生や公共交通の活性化を推進する。

その際、不動産証券化等の制度の活用とともに、木造密集市街地の解消を含めた取組を促進する。また、高齢社会に対応した住宅整備・まちづくりの実現と、公共交通の充実、環境モデル都市等の持続可能な地域づくりの推進を図る。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催も視野に、交通インフラの整備等を推進するとともに、情報発信や地方との連携等を活かした「観光立国日本」の実現を目指し、国際会議の誘致やシティ・セールス、訪日外国人旅行者の増加等に対応した税関・

出入国管理・検疫（CIQ）の体制強化等により交流人口の増大を図る。

NPO、ソーシャルビジネス等による地域の課題解決や活性化の促進のため、活動の透明性や信頼性を向上させるとともに、担い手の育成等の支援を進める。

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域では、国・地方の協力を通じたハード・ソフト両面からの効果的・効率的な対策として、必要な交通基盤を維持し、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境の確保、集落の活性化を図る。また、沖縄が日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。

（2）農林水産業・地域の活力創造

「農林水産業・地域の活力創造プラン」¹²を着実に実施し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。

担い手への農地集積・集約化を進める農地中間管理機構の整備、新規就農者の確保、経営所得安定対策と米の生産調整の見直し、食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用、生産基盤などの生産現場の強化を図り、農業の競争力強化を進める。

食の安全と消費者の信頼確保を前提に、農商工連携等による6次産業化や新技術を活用した強みのある農畜産物の創出や生産振興、輸出促進、日本食・食文化の国内外での拡大、食産業の海外展開等を推進する。

森林が温室効果ガス吸収源としての役割を果たしていることも踏まえ、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進するとともに、国産水産物の消費・輸出拡大、収益性の高い持続可能な漁船漁業・養殖業の実現に不可欠な基盤整備等に取り組む。

こうした取組により「強い農林水産業」を実現するとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための新たな直接支払制度の創設や、都市と農山漁村の教育交流など活力ある農山漁村の構築に関する施策を通じて、「美しく伝統ある農山漁村」を創り上げる。

（3）中小企業・小規模事業者の躍進

地域の中小企業・小規模事業者は、地域経済のみならず、日本経済の活力の源泉であり、また、起業・ベンチャーは新産業の萌芽や成長の原動力である。そのため、各地方産業競争力協議会で策定される成長戦略を推進する。また、中小企業・小規模事業者の経営支援と一体となった資金繰り支援により、経営改善・事業再生の取組を推進するとともに、国、地方公共団体に加え、中小企業・小規模事業者を支える士業、中小企業・小規模事業者関係団体、地域金融機関などが一体となって、地域のリソースの活用・結集・ブランド化、起業・ベンチャー支援、事業承継等を通じた新陳代謝の促進及び国内外のフロンティアへの取組促進を進める。あわせて、コンパクトシティの形成及び商店街・中心市街地の活性

¹² 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）

化を支援するため、都市のマスタープランに基づく都市構造の再編等を促進する。さらに、小規模事業者の振興に取り組むとともに、公共調達において配慮する。

消費税率の引上げに際し、消費税転嫁対策特別措置法¹³等に基づく実効性のある対策を推進することにより、消費税を円滑かつ適正に価格に転嫁しやすくするための環境を整備する。

（4）地方分権改革の推進

国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について確実な財源措置を講じつつ推進するため、「第4次一括法案」を平成25年度中に国会に提出する。さらに、個性を活かし自立した地方をつくるため、平成26年前半に地方分権改革の総括と今後の展望を取りまとめ、真の住民自治の拡充、財政的な自主自立性の確立など今後の改革の方向を明らかにし、国民や地方に改革の成果等を発信していく。

5. 安全・安心で持続可能な経済社会の基盤確保

（1）国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」¹⁴を踏まえ、府省横断的な国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進する。その際、同法の目的並びに今後策定される国土強靭化政策大綱及び国土強靭化基本計画に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化し、ハード・ソフトの施策の組み合わせ、民間活力の活用、効果の的確な評価等を行う。また、事前防災・減災の効果が最大限に発揮できるよう、脆弱性評価を行い、プログラムごとの成果目標とそれに至る工程表を示した上で、これに基づき取組の重点化・優先順位付けを行い、予算の適正配分を進める。

また、南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模災害対策、広域応援等を円滑に実施するための災害対応標準化に向けた検討、公共施設等の耐震化、消防団を中心とした地域防災力の充実強化、交通ネットワークの代替性の確保を含めた防災・減災の取組や社会資本の老朽化対策を推進する。

（2）消費者行政・治安・司法等

食品表示の適正化等、消費者被害の防止対策等を通じ、消費者の安全・安心を確保する。

「『世界一安全な日本』創造戦略」¹⁵に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロや組織犯罪、ストーカー、配偶者からの暴力等の脅威に対応するとともに、治安や矯正行政、海上保安の人的・物的基盤の強化に取り組む。また、刑務所出所者等の再犯防止対策

¹³ 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）

¹⁴ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（平成25年12月4日成立）

¹⁵ 「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

を推進するとともに、総合法律支援の実施等を通じた国民に頼りがいのある司法を実現する。

交通安全、海洋の安全、サイバーセキュリティの確保、都市部における地籍整備、地理情報システム（GIS）の活用、宇宙の活用、原子力規制・防災対策、原子力規制委員会の体制強化や専門人材の育成、水資源の安全確保等、国民の安全・安心を確保するための取組を推進する。

（3）安全保障・防衛、戦略的外交の推進

厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境に対応するため、「国家安全保障会議」によって外交・安全保障政策の司令塔機能を強化するとともに、政府の情報収集機能、危機管理機能等の強化を図る。

日米同盟の強化や実際的な安全保障協力の推進を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的脅威の発生を予防する。

また、今後策定される新たな防衛大綱に基づき、自衛隊が求められる役割に十分対応できる実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。その際、精強性を確保し人的資源を効果的に活用する観点から人事制度改革を図るとともに、規格の共通化、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等の調達改革を進める。なお、防衛装備品の効果的・効率的な取得に努めるとともに、国際競争力の強化を含め、防衛生産・技術基盤を維持・強化する。

総合的外交力を強化するため、経済連携の推進、戦略的国際協力の推進、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、人的体制・在外公館等の物的基盤の整備を含め拡充するとともに、在留邦人・在外企業の安全確保のための取組を強化する。

途上国経済の健全な発展に寄与するため、ODAを活用しつつ、国際的なルール・枠組み作り・途上国における各種制度の設計に貢献する。

（4）資源・エネルギーの経済安全保障の確立、コスト低減等

日本の経済安全保障を確保するため、資源確保を戦略的に進め、資源・エネルギーの安価かつ安定的な確保等を図る。このため、メタンハイドレートを含む海洋開発による新たな資源・エネルギー源の開拓等、LNG等の供給源の多角化・価格の低廉化、資源外交の推進、資源の有効利用促進、石炭火力発電の高効率化、研究開発・人材育成等を推進する。また、石油産業の体质強化を通じて、石油供給網の強靭化等を推進する。

再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、研究開発・基盤整備等を強力に推進する。また、省資源・省エネ等による資源・エネルギーコストの低減等に取り組む。

（5）地球環境への貢献

世界の温室効果ガスの削減を始めとする地球環境問題の解決に向けて、水素エネルギー技術を含む革新的環境エネルギー技術の開発と、二国間オフセット・クレジット制度等に

による技術の普及等を柱とした「攻めの地球温暖化外交戦略」¹⁶を着実に実施するとともに、「京都議定書目標達成計画」¹⁷と同等以上の取組を推進する。

また、低炭素社会の実現に向けて、民間活力を引き出す環境ファイナンスによる投資の促進、地域主導の低炭素化事業の支援等に取り組むとともに、国民の健康と良好な環境が確保されるよう、汚染メカニズムの解明や越境汚染対策等の微小粒子状物質（PM2.5）対策等の環境汚染への対策、循環型社会と自然共生社会の実現等に向けた取組を推進する。

III 予算の重点化・効率化の推進

高齢化等により社会保障関係費が増大する中で、中期財政計画に基づく国的一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。次に掲げる社会保障、社会資本整備、地方財政に限らず、他の各分野においても、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進め、歳出を抑制する。とりわけ消費税率引上げが予定される平成26年度予算については、国民に負担増を求める際に、各経費が安易に膨張したり、無駄な経費があるといった批判を招くことがないよう、徹底して取り組む。

1. 主な分野における歳出改革

(1) 社会保障

高齢化等を背景に、社会保障の給付の伸びは名目成長率を大きく上回っており、公費負担が増大し財政赤字が拡大して、後世代に負担を先送りすることとなっている。国民の安心を支える社会保障制度を持続可能なものとするため、様々なニーズに対応しつつ新たな国民負担の発生を厳に抑制し、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指すことが必要である。

人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するために、「年齢別」から「負担能力」に応じた負担に切り替えるとの観点に立ち、重点化・効率化の目標と工程表に沿った徹底した取組を行う。また、健康寿命を延伸し、自助・自立のための環境が整備された社会を構築するなど、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「プログラム法」¹⁸に基づく改革を推進する。

① 医療

健康寿命の延伸に関しては、これまでの医療・介護のICT利活用のための施策について、健康増進と医療費適正化の観点から予算の重点化を図りつつ、政府として府省横断的な評

¹⁶ 「攻めの地球温暖化外交戦略」(平成25年11月15日地球温暖化対策推進本部報告)

¹⁷ 「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月28日閣議決定)

¹⁸ 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年12月5日成立)

価に取り組むとともに、がんの予防・早期発見の推進、レセプト・健診情報等のデータを活用したデータヘルスの推進、特定健診・特定保健指導等を通じた生活習慣病予防等の推進、糖尿病性腎症の重症化予防事業等の好事例の横展開、セルフメディケーションの推進、健康・疾病データベース等の研究・分析基盤の確立に向けた取組を行う。また、個人の健康管理や疾病予防などを行なうインセンティブを持てる仕組みを検討する。

医療提供体制の改革については、実効的な行政上の措置の強化を通じて、病床の再編等を含めた医療機能の分化・連携等を推進するため、次期通常国会に医療法改正法案を提出する。また、プログラム法における新たな財政支援の制度については、医師・看護師の確保など医療提供体制の充実を図りつつ、実効性を担保し、更なる国民負担につながらない効果的な措置を実施する。

医療費は、国民の健康水準や医療提供体制等の影響を受けるものであると同時に、国民の窓口負担、保険料負担及び公費負担により賄われており、国民の健康を守る上で必要となる地域の医療を確保するために真に効率的かつ効果的に使用されるべきである。平成26年度の診療報酬改定においては、自然増を含む医療費の合理化・効率化に最大限取り組み、消費税率引上げに伴う医療機関等のコスト増の問題に適切に対応しつつ、新たな国民負担につながらないように努める。しかし、医師不足など地域における医療に係る諸問題に的確に対応しなければならない。診療報酬本体と薬価のそれぞれについて真に必要な分野への重点的な配分を行う。薬価・医療材料価格については、市場実勢価格を適切に反映するとともに、長期収載品の意義を踏まえた後発医薬品との価格水準の妥当性を検証して、改定を行う。診療報酬本体については、医療費の増加に伴う国民負担の増加を勘案しつつ、これまでの改定による影響なども踏まえ、適正な評価を行う。

また、新薬創造へのイノベーションを喚起し実用化する施策や、後発医薬品について、品質・安定供給の確保や情報提供の充実をしつつ、普及率の拡大を目指した取組を加速化する。

現在暫定的に1割負担となっている70～74歳の医療費の自己負担を原則通りの2割負担とすることについては、現役世代とのバランスも考慮し、平成26年度から段階的に実施し、高額療養費制度の所得区分について、よりきめ細やかな対応が可能となるよう見直す。

② 介護等

高齢者や障害者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、介護については、高齢者の暮らしを地域社会で支える地域包括ケアの着実な推進に向け、関係府省及び自治体、医療・介護事業者等の有機的な連携を進めつつ、地域の特徴や課題、取組等の情報を介護予防等に活用できるよう、介護・医療関連情報について、国民・地方自治体にとって有益な情報を利活用しやすいうようにするとともに、障害者については、必要な障害福祉サービスの提供の確保等により、就労支援を始めとした社会参加の支援、相談支援の充実等による地域生活の支援を推進する。

生活保護制度については、生活保護法の一部を改正する法律¹⁹に基づき、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、就労による自立支援の強化、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を進めるとともに、生活困窮者自立支援法²⁰に基づく新たな生活困窮者自立支援制度を踏まえ、早期自立支援と貧困の連鎖の防止に取り組む。

（2）社会資本整備

今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進していく必要がある。

平成26年度予算においては、デフレからの早期脱却と経済再生や財政健全化との両立を目指す中で、アジアの都市に負けない国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対し、選択と集中、優先順位の明確化、民間能力の活用の3つの大原則の下で、ソフト施策と連携しつつ、効果的・効率的に推進していく。

こうした考えの下、「インフラ長寿命化基本計画」²¹に基づき、国や地方公共団体がインフラ長寿命化計画等を策定し、ICT等の新技術の活用も含めたインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を図る。特に、地方公共団体のうち、公共施設に関する情報の整備や点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクル、更新等の機会を捉えた用途変更、集約化等を明記したインフラ長寿命化計画等を策定・推進する団体を重点的に支援し、必要な知見やノウハウを提供する。

また、民需誘発効果や投資効率の高いインフラへの選択と集中を行うとともに、コンパクトシティ等による集積の形成やインフラの維持管理・更新等を効率的・効果的に進め、あわせて、官民連携による地域のイニシアティブを活かし、ハード・ソフトの施策に優先順位を付けてパッケージ化する戦略の実施やPPP/PFI等の民間能力の大胆な活用を推進する。さらに、社会資本整備を担う人材の確保・育成・活用を図るとともに、入札契約制度の改革、発注体制の強化等を図る。

民間の資金・ノウハウを活用したPPP/PFIへの抜本的転換を加速するため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」²²に基づき、官民連携体制の構築、コンセッション方式の積極的導入のほか、PPPを活用した高速道路の大規模改修方策導入の検討加速、公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入や官民連携効果の高い投資への重点化等を推進する。民間資金等活用事業推進機構の案件形成支援機能を活用するとともに、民間提案等の促進に資する関連情報の提供に向けた環境整備など地方公共団体におけるPPP/PFI事業への案件形成促進を図る。

¹⁹ 「生活保護法の一部を改正する法律」（平成25年12月6日成立）

²⁰ 「生活困窮者自立支援法」（平成25年12月6日成立）

²¹ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）

²² 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）

(3) 地方行財政制度

地方財政については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。このため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を進めていく。

国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入する。

地方法人課税の在り方を見直し、地方公共団体の財政運営に配慮しつつ、地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。

人口構造の変化等に適合した地方制度の構築に向けて、関係府省が連携して、「定住自立圏構想」を強力に進めるとともに、「地方中枢拠点都市」を中心とする新たな広域連携や広域での効果的・効率的な機能分担等が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを導入する。

地方公会計の整備を促進することにより、地方における財政運営の透明化・効率化を図るとともに、地方公共団体が保有する公共施設等の適正な管理を推進し、老朽化施設の解体撤去のための財政措置を含めた支援を検討する。

2. 公的部門の改革

強い経済、豊かな国民生活を実現していくため、成果を最大化し、無駄を徹底排除した効果的・効率的な公的部門を構築するとともに、行政の透明化を高め、国民への説明責任を果たしていく。こうした観点から、「『秋のレビュー』のとりまとめ」などの行政改革推進会議の指摘事項をもとに検討を行い、平成 26 年度予算に的確に反映するなど行政事業レビューの活用を進め、PDCA サイクルの徹底を図るとともに、政府調達の改善を推進する。また、各府省において政策評価と行政事業レビューの連携強化を図り一体的に取り組むなど、実効性のある PDCA を推進する。

特別会計改革について、財政の一層の効率化・透明化を図るため、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律²³に基づき、平成 26 年度より、特別会計及びその勘定の廃止・統合等を実施する。

独立行政法人改革について、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、各法人の共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成 27 年 4 月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。

国家公務員制度改革について、平成 26 年春の内閣人事局の設置等を目指し、改革を進

²³ 「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成 25 年法律第 76 号)

める。

国家公務員及び地方公務員の給与及び定員について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」²⁴に従って適切に対応する。特に、国家公務員の定員については、平成26年度予算において、現行の合理化計画の目標数を大幅に上回る合理化を達成するとともに、重要課題には適切に対応しつつ増員を抑制し、これまでに引き続き、大幅な純減を目指す。また、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような施策を厳に抑制するとともに、地方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するものとする。

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、社会保障・税番号制度の着実な導入に向けて準備を進めるとともに、「世界最先端IT国家創造宣言」²⁵に基づき、世界最高水準の電子政府の実現に向けた取組を進める。また、地方自治体において、クラウド技術の活用及び事務の共通化・標準化により、自治体行政のコスト低減及び行政データの開放による民間の利活用を促進する。

²⁴ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）

²⁵ 「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）

平成 26 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

平成 25 年 12 月 21 日
閣 議 了 解

1. 平成 25 年度の経済動向及び平成 26 年度の経済見通し

(1) 平成 25 年度及び平成 26 年度の主要経済指標

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績見込み)	平成26年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成24年度	平成25年度	%程度	%程度	%程度	%程度
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	472.6	484.2	500.4	▲ 0.2	0.7	2.5	2.6	3.3	1.4
民間最終消費支出	288.1	295.9	304.2	0.6	1.5	2.7	2.5	2.8	0.4
民間住宅	14.0	15.5	15.4	4.7	5.3	10.1	7.3	▲ 0.4	▲ 3.2
民間企業設備	64.6	65.6	68.8	0.5	0.7	1.4	0.4	5.0	4.4
民間在庫品増加 (内は寄与度)	▲ 1.9	▲ 3.0	▲ 1.8	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(0.2)	(0.2)
財貨・サービスの輸出	70.4	79.4	84.8	▲ 0.7	▲ 1.2	12.7	4.0	6.8	5.4
(控除)財貨・サービスの輸入	80.8	92.5	97.7	4.5	3.8	14.5	4.2	5.7	3.5
内需寄与度				0.6	1.5	3.0	2.7	3.3	1.2
民需寄与度				0.5	1.1	1.9	1.6	2.6	1.0
公需寄与度				0.1	0.3	1.1	1.1	0.7	0.2
外需寄与度				▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 0.1	0.0	0.2
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度			%程度
労働力人口	6,555	6,567	6,567		▲ 0.3		0.2		0.0
就業者数	6,275	6,309	6,323		▲ 0.1		0.5		0.2
雇用者数	5,511	5,563	5,592		0.2		0.9		0.5
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.3	3.9	3.7						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 2.9	2.4	3.3						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	▲ 1.1	1.9	3.9						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.3	0.7	3.2						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.9	▲ 0.1	1.9						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度	%程度		
貿易・サービス収支	▲ 9.4	▲ 11.6	▲ 11.5						
貿易収支	▲ 6.9	▲ 10.1	▲ 10.0						
輸出	61.6	68.7	73.6	▲ 1.7		11.6		7.2	
輸入	68.5	78.8	83.6		3.6	15.1		6.1	
経常収支	4.4	4.2	4.7						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	0.9	0.9	0.9						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算すると、平成26年度の消費者物価指数・変化率は1.2%程度、GDPデフレーター・変化率は0.5%程度と見込まれる。

(注3) 平成24 年度(実績)の労働・雇用の対前年度比増減率は、岩手県、宮城県及び福島県についての補完的推計を含む平成23 年度の全国値からの変化率である。

(2) 平成 25 年度の経済動向

平成 25 年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組みの政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっている。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく下で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれる。

こうした中で、消費者物価（総合）は、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等により 5 年ぶりに 0.7% 程度の上昇に転じると見込まれる。

この結果、平成 25 年度の国内総生産の実質成長率は 2.6% 程度、名目成長率は 2.5% 程度と見込まれる。

(3) 平成 26 年度の経済見通し

平成 26 年度の我が国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、「好循環実現のための経済対策」（以下、「経済対策」という。）¹など、「2. 平成 26 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる。

物価については、前年度より上昇率が高まり、消費者物価は 3.2% 程度²、GDP デフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続く改善を伴いながらデフレ脱却に向け着実な进展が見込まれる。

この結果、平成 26 年度の国内総生産の実質成長率は 1.4% 程度、名目成長率は 3.3% 程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等に留意する必要がある。

① 実質国内総生産

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善や経済対策の効果等により、緩やかな増加が続く（対前年度比 0.4% 程度の増）。

¹ 平成 25 年 12 月 5 日 閣議決定

² このうち、消費税率引上げによる影響は 2.1% 程度と見込んでいる。

(ii) 民間住宅投資

雇用・所得環境の改善に加え、復興への取組、住宅関係の政策効果等により、伸びはマイナスになるものの、昨年度の水準をほぼ維持する（対前年度比3.2%程度の減）。

(iii) 民間企業設備投資

輸出や生産の増加、企業収益の改善や政策効果等により、設備投資は引き続き増加する（対前年度比4.4%程度の増）。

(iv) 公需

経済対策の着実な実施と社会保障関係費の増加等により、政府支出は増加する（実質経済成長率に対する公需の寄与度0.2%程度）。

(v) 外需

世界経済が緩やかに回復していくことから増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度0.2%程度）。

②労働・雇用

景気回復の下で、経済対策による雇用創出効果も現れ、雇用者数は引き続き増加する（対前年度比0.5%程度の増）。完全失業率は低下する（3.7%程度）。

③鉱工業生産

輸出や国内需要の増加等から、引き続き増加する（対前年度比3.3%程度の増）。

④物価

消費者物価（総合）上昇率は3.2%程度、国内企業物価上昇率は3.9%程度となる。GDPデフレーターはプラスになると見込まれる（対前年度比1.9%程度の上昇）。

⑤国際収支

世界経済の緩やかな回復を背景に、輸出が増加することにより、貿易収支の赤字は緩やかに縮小すると見込まれる。経常収支黒字は緩やかに増加する（経常収支対名目GDP比0.9%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 平成26年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成24年度 (実績)	平成25年度	平成26年度
世界GDP（日本を除く）の実質成長率（%）	2.8	2.6	3.3
円相場（円／ドル）	83.1	99.2	100.0
原油輸入価格（ドル／バレル）	113.4	109.0	110.1

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成25年11月1日～平成25年11月29日の期間の平均値（100.0円／ドル）が平成25年12月2日以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、スポット価格の前月平均値に運賃、保険料を付加した値。スポット価格は、平成25年11月1日～平成25年11月29日の期間の平均値が平成25年12月2日以後一定と想定。平成25年12月以降の原油輸入価格（110.1ドル／バレル）で一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 平成26年度の経済財政運営の基本的態度

最近の景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていくため、「日本再興戦略」³の実行を加速・強化する。産業競争力強化法、国家戦略特別区域法の積極的活用や政策資源の重点配分などにより、同戦略に盛り込まれた3つのアクションプランを強力に推進することで、日本経済の成長力を強化する。

同時に、政府、経営者、労働者がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資の拡大につなげ、消費や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大を促す好循環を実現する。さらに、平成26年4月に実施する消費税率の引上げに際しては、駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげていくため、

³ 平成25年6月14日閣議決定

経済対策を含む「経済政策パッケージ」⁴を着実に実行する。

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比半減、2020年度までに黒字化を目指し、

「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」⁵に基づき、改善を図る。このため、平成26年度予算については、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

以上の取組により、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指す。

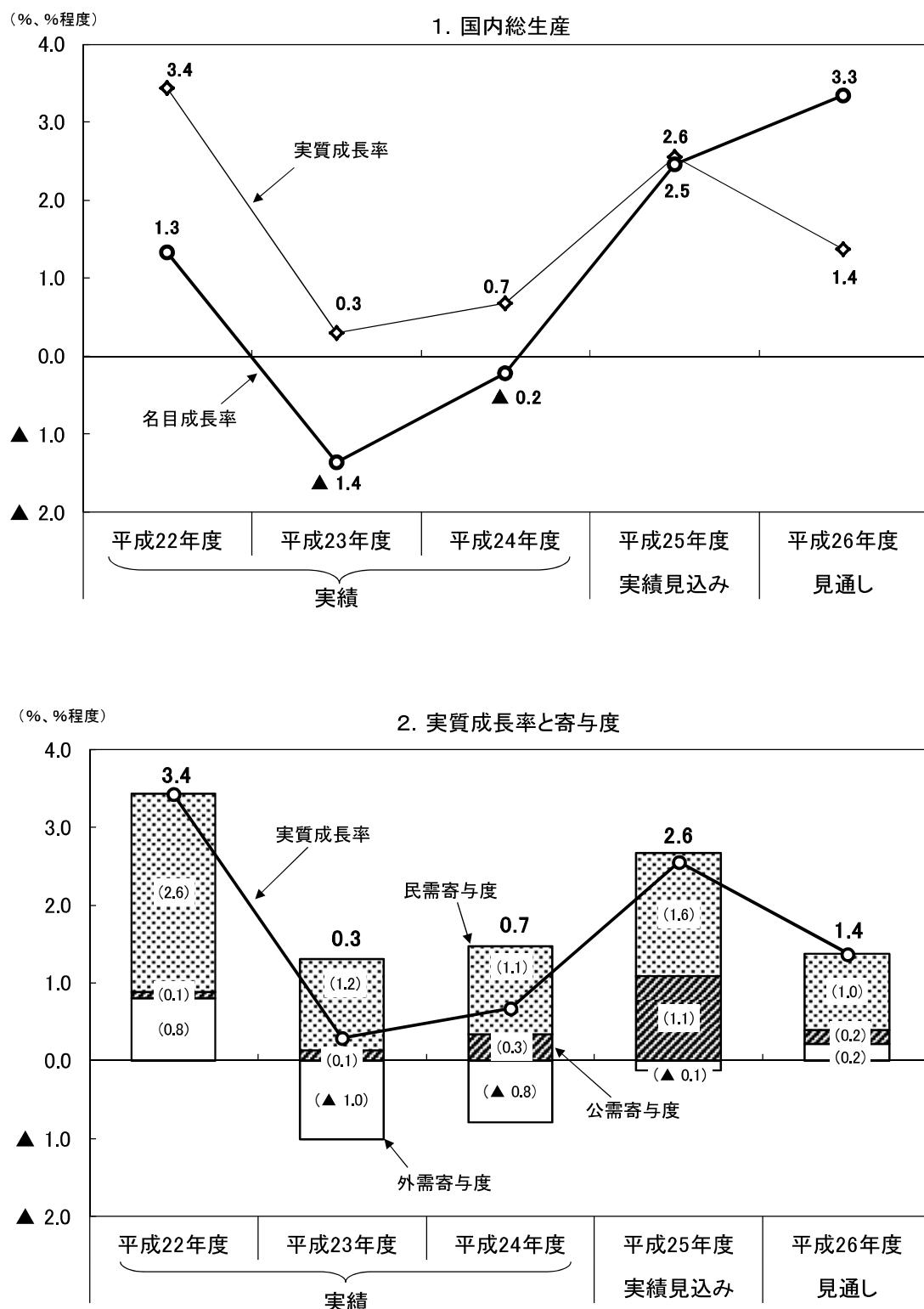
日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

⁴ 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）

⁵ 平成25年8月8日閣議了解

(参考)

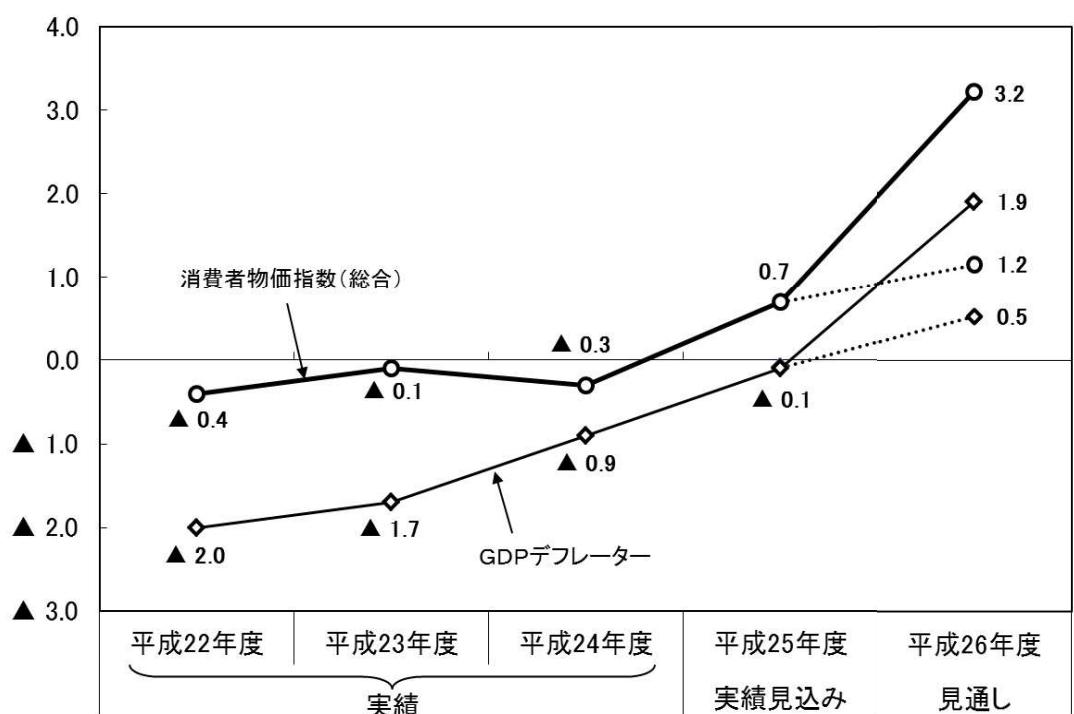
主な経済指標



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。()内は寄与度。

(％、％程度)

3. 物価関係指数の変化率

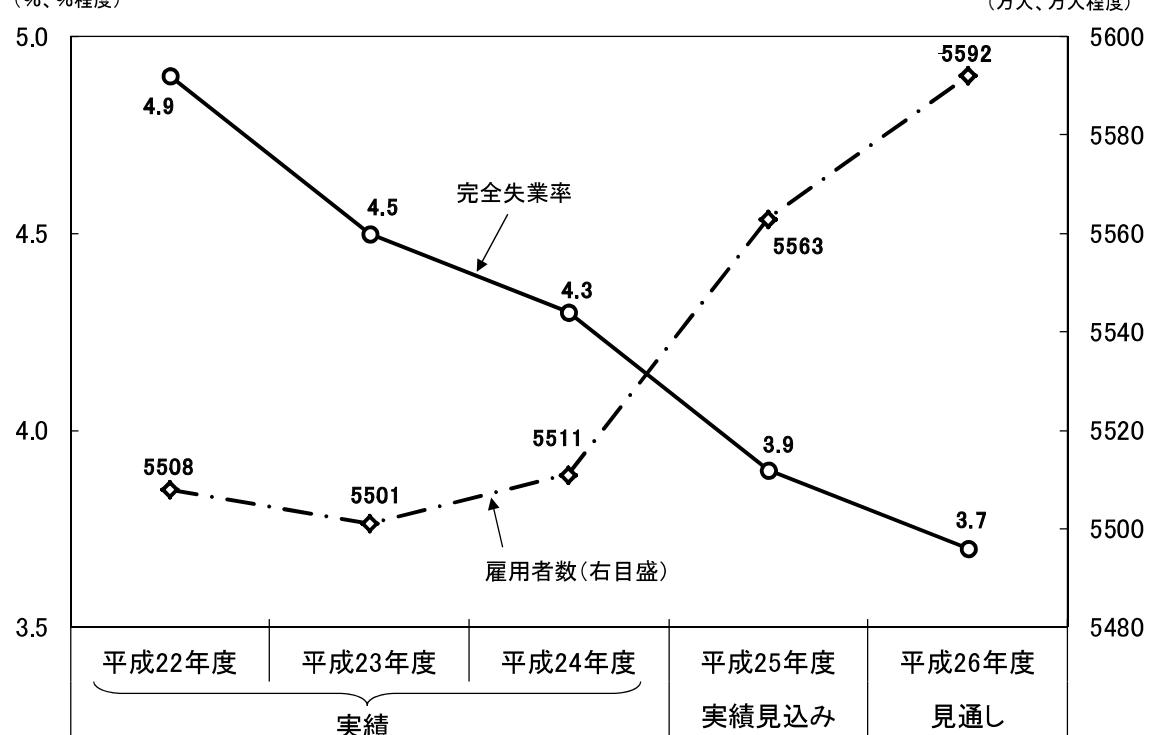


※ 平成26年度の点線は消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算した場合。

(％、％程度)

4. 完全失業率と雇用者数

(万人、万人程度)



資料3

平成26年度一般会計歳入歳出概算

平成25年12月24日
(単位 億円)

区分	前年度予算額 (当初) (A)	平成26年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
歳入				%
1. 租税及印紙収入	430,960	500,010	69,050	16.0
2. その他 収入	40,535	46,313	5,778	14.3
3. 公債金	428,510	412,500	△ 16,010	△ 3.7
(1) 公債金	57,750	60,020	2,270	3.9
(2) 特例公債金	370,760	352,480	△ 18,280	△ 4.9
4. 年金特例公債金	26,110	—	△ 26,110	—
合計	926,115	958,823	32,708	3.5
歳出				
1. 国債費	222,415	232,702	10,287	4.6
2. 基礎的財政収支対象経費	703,700	726,121	22,421	3.2
(うち地方交付税交付金等)	(163,927)	(161,424)	(△ 2,502)	(△ 1.5)
合計	926,115	958,823	32,708	3.5

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成26年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前 年 度 予 算 額 (当 初) (A)	平 成 2 6 年 度 概 算 額 (B)	比 較 増 △ 減 額 (B-A)	伸 率
皇 室 費	61	61	1	1.2%
国 会	1,350	1,375	25	1.9
裁 判 所	2,989	3,111	122	4.1
会 計 檢 查 院	159	170	11	7.1
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	6,042	8,356	2,314	38.3
警 察 庁	2,410	3,213	803	33.3
総 務 省	172,329	169,127	△ 3,202	△ 1.9
(うち地方交付税交付金等)	(163,927)	(161,424)	(△ 2,502)	(△ 1.5)
法 務 省	6,965	7,299	333	4.8
外 務 省	6,083	6,661	578	9.5
財 務 省	22,128	19,732	△ 2,396	△ 10.8
文 部 科 学 省	53,558	53,627	69	0.1
厚 生 労 働 省	294,316	307,430	13,115	4.5
農 林 水 産 省	21,292	21,555	263	1.2
経 済 産 業 省	8,948	9,807	860	9.6
国 土 交 通 省	51,454	59,215	7,761	15.1
環 境 省	2,585	3,043	458	17.7
防 衛 省	47,532	48,838	1,306	2.7
予 備 費	3,500	3,500	—	—
小 計 (基礎的財政収支対象経費)	703,700	726,121	22,421	3.2
国 債 費	222,415	232,702	10,287	4.6
合 計	926,115	958,823	32,708	3.5

(注) 前年度予算額は、26年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

平成26年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成26年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
社会保障関係費	291,224	305,175	13,951	4.8%
文教及び科学振興費	53,687	54,421	734	1.4%
(うち科学技術振興費)	(13,007)	(13,372)	(365)	(2.8)
国 債 費	222,415	232,702	10,287	4.6%
恩 給 関 係 費	5,045	4,443	△ 602	△ 11.9%
地方交付税交付金等	163,927	161,424	△ 2,502	△ 1.5%
防 衛 関 係 費	47,538	48,848	1,310	2.8%
公 共 事 業 関 係 費	52,853	59,685	6,832	12.9%
経 済 協 力 費	5,150	5,098	△ 52	△ 1.0%
中 小 企 業 対 策 費	1,811	1,853	42	2.3%
エネルギー対策費	8,496	9,642	1,146	13.5%
食料安定供給関係費	10,539	10,507	△ 33	△ 0.3%
その他の事項経費	59,931	61,526	1,595	2.7%
予 備 費	3,500	3,500	—	—
合 計	926,115	958,823	32,708	3.5%

資料4

1. 平成26年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項目		平成26年度 (見込)	平成25年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	350,127 億円	340,175 億円	2.9 %
	地方譲与税	27,564 億円	23,470 億円	17.4 %
	地方特例交付金	1,192 億円	1,255 億円	▲ 5.0 %
	地方交付税	168,855 億円	170,624 億円	▲ 1.0 %
	地方債	105,570 億円	111,517 億円	▲ 5.3 %
	うち臨時財政対策債	55,952 億円	62,132 億円	▲ 9.9 %
	全般国防災事業充当分	▲ 113 億円	▲ 130 億円	▲ 13.1 %
	歳入合計	約 833,700 億円	約 819,154 億円	約 1.8 %
	「一般財源」	603,577 億円	597,526 億円	1.0 %
(水準超経費を除く)		594,277 億円	590,026 億円	0.7 %
歳出	給与関係経費	約 203,400 億円	197,479 億円	約 3.0 %
	退職手当以外	約 184,800 億円	177,892 億円	約 3.9 %
	退職手当	約 18,600 億円	19,587 億円	約 ▲ 5.0 %
	一般行政経費	約 332,300 億円	318,257 億円	約 4.4 %
	うち単独分	約 139,600 億円	139,993 億円	約 ▲ 0.3 %
	うち地域の元気創造事業費	3,500 億円	－ 億円	皆増
	地域経済基盤強化・費用	11,950 億円	14,950 億円	▲ 20.1 %
	公債費	約 130,700 億円	131,078 億円	約 ▲ 0.3 %
	投資的経費	約 110,000 億円	106,698 億円	約 3.1 %
	うち単独分	約 52,300 億円	50,030 億円	約 4.5 %
	うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	－ 億円	皆増
	給与の臨時特例対応分	－ 億円	7,550 億円	皆減
	緊急防災・減災事業費	－ 億円	4,550 億円	皆減
	地域の元気づくり事業費	－ 億円	3,000 億円	皆減
歳出合計	公営企業繰出金	約 25,600 億円	25,753 億円	約 ▲ 0.5 %
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 16,100 億円	16,376 億円	約 ▲ 1.5 %
	水準超経費	9,300 億円	7,500 億円	24.0 %
	(水準超経費を除く)	約 824,400 億円	811,654 億円	約 1.6 %
地方一般歳出	約 677,500 億円	664,200 億円	約 2.0 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

資料5

2. 平成26年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項目		平成26年度 (見込)	平成25年度	増減率 (見込)
歳入	震災復興特別交付税	5,723 億円	6,198 億円	▲ 7.7 %
	国庫支出金	約 13,400 億円	16,895 億円	約 ▲ 21.0 %
	地方債	455 億円	233 億円	95.3 %
計		約 19,600 億円	23,347 億円	約 ▲ 16.0 %
歳出	直轄・補助事業費	約 17,400 億円	21,090 億円	約 ▲ 17.6 %
	地方単独事業費	2,004 億円	2,115 億円	▲ 5.2 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	919 億円	895 億円	2.7 %
計		約 19,600 億円	23,347 億円	約 ▲ 16.0 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項目		平成26年度 (見込)	平成25年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	679 億円	123 億円	452.0 %
	一般財源充当分	113 億円	130 億円	▲ 13.1 %
	国庫支出金	約 700 億円	800 億円	約 ▲ 8.0 %
歳出	地方債	983 億円	973 億円	1.0 %
	雑収入	10 億円	5 億円	100.0 %
	計	約 2,500 億円	2,031 億円	約 24.1 %
歳出	全国国防災対策費に係る費	約 1,700 億円	1,773 億円	約 ▲ 3.0 %
	直轄・補助事業費	802 億円	258 億円	210.9 %
	計	約 2,500 億円	2,031 億円	約 24.1 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

資料6

平成26年度地方交付税総額算定基礎

区分	平成26年度 当初予算額 A	平成25年度			増減額		増減率	
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)
国税	所得税(A)	147,900	138,980	8,870	147,850	8,920	50	6.4 0.0
	酒税(B)	13,410	13,470	-	13,470	-60	-60	-0.4 -0.4
	二税計(ア)	161,310	152,450	8,870	161,320	8,860	-10	5.8 0.0
	法人税(イ)	100,180	87,140	13,510	100,650	13,040	-470	15.0 -0.5
	消費税(ウ)	153,390	106,490	-	106,490	46,900	46,900	44.0 44.0
	たばこ税(エ)	9,220	9,910	-	9,910	-690	-690	-7.0 -7.0
一般会計	(ア)×32%	51,619	48,784	2,838	51,622	2,835	-3	5.8 -0.0
	(イ)×34%	34,061	29,628	4,593	34,221	4,434	-160	15.0 -0.5
	(ウ)×22.3%(H25:29.5%)	34,206	31,415	-	31,415	2,791	2,791	8.9 8.9
	(エ)×25%	2,305	2,478	-	2,478	-173	-173	-7.0 -7.0
	小計	122,191	112,304	7,432	119,735	9,888	2,456	8.8 2.1
	過年度精算分(20年度等)	-2,318	-2,981	-	-2,981	663	663	-22.2 -22.2
	過年度精算分(24年度)	-	-	4,176	4,176	-	-4,176	- 皆減
	20年度補正予算(第2号)における臨時財政対策償替加算相当額の減額分	-827	-827	-	-827	0	0	0.0 0.0
	小計(法定五税分)	119,046	108,495	11,608	120,103	10,551	-1,057	9.7 -0.9
	法定加算等	8,648	8,231	-	8,231	417	417	5.1 5.1
計	別枠の加算	6,100	9,900	-	9,900	-3,800	-3,800	-38.4 -38.4
	臨時財政対策特例加算額	26,438	36,045	-	36,045	-9,607	-9,607	-26.7 -26.7
	計(一般会計繰入れ)	160,232	162,672	11,608	174,280	-2,439	-14,047	-1.5 -8.1
	地方法人税(仮称)	3	-	-	-	3	3	皆増 皆増
特別会計	返還金	0	-	-	-	0	0	皆増 皆増
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	- -
	特別会計借入金償還額	-2,000	-1,000	-	-1,000	-1,000	-1,000	100.0 100.0
	借入金等利子充当分	-1,729	-1,746	-	-1,746	17	17	-1.0 -1.0
	剩余金の活用	1,000	2,000	-	2,000	-1,000	-1,000	-50.0 -50.0
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	-	6,500	-	6,500	-6,500	-6,500	皆減 皆減
	前年度からの繰越金	11,349	2,199	-	2,199	9,150	9,150	416.1 416.1
	翌年度への繰越金	-	-	-11,349	-11,349	-	11,349	- 皆減
	計	168,855	170,624	259	170,884	-1,769	-2,029	-1.0 -1.2
	合計	168,855	170,624	259	170,884	-1,769	-2,029	-1.0 -1.2
地方交付税内訳	普通交付税	158,724	160,387	259	160,646	-1,663	-1,923	-1.0 -1.2
	特別交付税	10,131	10,237	-	10,237	-106	-106	-1.0 -1.0

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料7

平成26年度 各種交付金計上額

(単位 : 億円、%)

交付金名	26年度	25年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	644.8	706.3	△ 61.5	△ 8.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	275.4	275.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	70.0	70.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,374.2	1,289.4	84.8	6.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	311.5	298.8	12.7	4.3
石油貯蔵施設立地対策等交付金	56.4	56.2	0.2	0.4

資料8

平成26年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項目	平成26年度 計画額(A)	平成25年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B) × 100
一一般会計債				
1公共共事事業等	16,473	16,895	△ 422	△ 2.5
2公営住宅建設事業	1,132	1,162	△ 30	△ 2.6
3災害復旧事業	502	435	67	15.4
4教育・福祉施設等整備事業	3,487	3,763	△ 276	△ 7.3
(1)学校教育施設等	1,240	1,285	△ 45	△ 3.5
(2)社会福祉施設	379	295	84	28.5
(3)一般廃棄物処理	653	947	△ 294	△ 31.0
(4)一般補助施設等	665	686	△ 21	△ 3.1
(5)施設(一般財源化分)	550	550	0	0.0
5一般単独事業	20,047	18,634	1,413	7.6
(1)一般	4,355	4,252	103	2.4
(2)地域活性化	400	400	0	0.0
(3)防災対策	871	922	△ 51	△ 5.5
(4)地方道路等	3,221	2,310	911	39.4
(5)旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6)緊急防災・減災	5,000	4,550	450	9.9
6辺地及び過疎対策事業	4,010	3,460	550	15.9
(1)辺地	410	410	0	0.0
(2)過疎対策	3,600	3,050	550	18.0
7公共用地先行取得等事業	430	457	△ 27	△ 5.9
8行政改革推進	1,700	1,800	△ 100	△ 5.6
9調整	100	100	0	0.0
計	47,881	46,706	1,175	2.5
二公営企業債				
1水道事業	3,987	3,634	353	9.7
2工業用水道事業	210	250	△ 40	△ 16.0
3交通事業	1,789	1,902	△ 113	△ 5.9
4電気事業・ガス事業	228	195	33	16.9
5港湾整備事業	596	506	90	17.8
6病院事業・介護サービス事業	4,123	3,432	691	20.1
7市場事業・と畜場事業	449	329	120	36.5
8地域開発事業	1,083	1,055	28	2.7
9下水道事業	11,093	11,774	△ 681	△ 5.8
10觀光その他事業	110	93	17	18.3
計	23,668	23,170	498	2.1
合計	71,549	69,876	1,673	2.4

(単位：億円、%)

項目		平成26年度 計画額(A)	平成25年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
四 退 職 手 当 債		800	1,700	△ 900	△ 52.9
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(740)	(689)	(51)	(7.4)
総 計		(740) 128,301	(689) 133,708	△ 5,407	△ 4.0
内 訳	普 通 会 計 分 公 営 企 業 会 計 等 分	105,570 22,731	111,517 22,191	△ 5,947 540	△ 5.3 2.4
資 金 区 分					
公 的 資 金		53,504	55,360	△ 1,856	△ 3.4
財 政 融 資 資 金		33,333	35,759	△ 2,426	△ 6.8
地方公共団体金融機構資金 (国 の 予 算 等 貸 付 金)		20,171 (740)	19,601 (689)	570 (51)	2.9 (7.4)
民 間 等 資 金		74,797	78,348	△ 3,551	△ 4.5
市 場 公 募		42,600	44,400	△ 1,800	△ 4.1
銀 行 等 引 受		32,197	33,948	△ 1,751	△ 5.2

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

資料9

平成26年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区分	都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職	
		義務教育職	その他教育職	警察官	事務職		
長期	給料	105.2282%					
	期末手当等	84.1826%					
	公経済	38.2%					
追 加 費 用		72.0%	74.5%	44.9%	57.1%	50.8%	39.5%
短期	給料	69.56%	59.03%	61.53%	69.23%		
	短期+福祉	61.78%	52.44%	52.78%	61.38%		
	育休介護手当金	0.39%	0.51%	0.16%	0.40%		
	介護納付金	7.39%	6.08%	8.59%	7.20%		
	特別財政調整	—	—	—	0.25%		
	期末手当等	55.64%	47.22%	49.22%	55.38%		
	短期+福祉	49.42%	41.95%	42.22%	49.10%		
	育休介護手当金	0.31%	0.41%	0.13%	0.32%		
	介護納付金	5.91%	4.86%	6.87%	5.76%		
	特別財政調整	—	—	—	0.20%		
事務費		240円	240円	240円	10,630円		

(備考)

- 1 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。
- 2 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額×1.25(特別職の職員等である組合員は1)と掛け金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率である。
- 3 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給付費	25.9/100	52.8/100	52.8/100
事務費	18,293円	11,378円	13,129円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

資料10

地方公務員災害補償基金の負担金率

職員の区分	給与の総額に乘ずる割合	
	～平成25年度	平成26年度～
義務教育学校職員	1,000分の0.76	1,000分の0.80
義務教育学校職員 以外の教育職員	1,000分の1.05	1,000分の1.11
警察職員	1,000分の3.18	1,000分の3.14
消防職員	1,000分の1.67	1,000分の2.04
電気・ガス・水道 事業職員	1,000分の1.34	1,000分の1.72
運輸事業職員	1,000分の2.18	1,000分の1.72
清掃事業職員	1,000分の3.34	1,000分の3.45
船員	1,000分の6.44	1,000分の4.81
その他の職員	1,000分の1.04	1,000分の1.14

資料11

平成26年度地方債計画

(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項目	平成26年度 計画額(A)	平成25年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B) × 100
一般会計債				
公営住宅建設事業	440	233	207	88.8
災害復旧事業	42	54	△ 12	△ 22.2
一般単独事業	15	-	15	皆増
公営企業債				
水道事業	2	5	△ 3	△ 60.0
病院事業・介護サービス事業	5	5	0	0.0
市場事業・と畜場事業	4	2	2	100.0
下水道事業	20	18	2	11.1
被災施設借換債	15	50	△ 35	△ 70.0
特定被災地方公共団体借換債	-	1,830	△ 1,830	皆減
国の予算等貸付金債	(30)	(-)	(30)	(皆増)
総計	(30) 543	(-) 2,197	(30) △ 1,654	(皆増) △ 75.3
内訳	普通会計分	455 (-)	233 (280)	222 (△ 280)
	公営企業会計等分	88	1,684	△ 1,596
資金区分	公的資金			
	財政融資資金	369	231	138
	地方公共団体金融機関資金 (国の予算等貸付金)	174 (30)	1,966 (-)	△ 1,792 (30)
				59.7 △ 91.1 (皆増)

その他同意等の見込まれる項目

- 上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

- 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 「内訳」欄の()書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

項目	平成26年度 計画額(A)	平成25年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B) × 100
一般会計債				
全国防災事業	983	973	10	1.0
総計	983	973	10	1.0
内訳	普通会計分	983	973	10
資金区分	公的資金			
	財政融資資金	828	820	8
	地方公共団体金融機関資金	155	153	2
				1.0 1.3

その他同意等の見込まれる項目

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債